

高等学校等における  
「政治的教養の教育」の手引

～有権者として求められる力を育むために～

平成 30 年 6 月  
広島県教育委員会

## 目 次

はじめに	1
＜第Ⅰ章 現状と課題＞	
1 国政選挙における年代別投票率	2
2 公職選挙法改正を踏まえた国の動向	4
3 学校教育における課題	4
＜第Ⅱ章 広島県における政治的教養の教育について＞	
1 政治的教養の教育について	6
2 国家・社会の形成者として求められる力	6
3 「広島版『学びの変革』アクション・プラン」における政治的教養の教育	7
4 これまでの主な取組	8
5 教育センター専門研修「これから求められる政治的教養の教育」(要旨)	12
＜第Ⅲ章 実践事例集＞	
1 公民科(現代社会)の事例	16
2 公民科(政治・経済)の事例	18
3 学校設定科目(時事問題)の事例	20
4 学校設定科目の事例	22
5 総合的な学習の時間の事例	24
6 特別活動(ホームルーム活動)の事例	26
7 特別支援学校における特別活動(ホームルーム活動)の事例	28
＜第Ⅳ章 Q&A集＞	31
＜第Ⅴ章 関連通知等＞	
1 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的 活動等について(平成27年10月29日付通知)	40
2 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的 活動等について(通知)」に関するQ&A(生徒指導関係)	43
3 「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめの策定について (平成28年6月20日付通知)	55
4 学校における補助教材の適正な取扱いについて (平成27年3月4日付通知)	58
5 指導上の政治的中立の確保等に関する関係法規	59

## はじめに

本県では、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」において、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を推進しています。

学校教育においては、教育基本法第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育を行ってきたところですが、平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。

政治的教養の教育で育成しようとする国家・社会の形成者として求められる資質・能力は、変化の速い21世紀の社会において活用できる汎用的な力であり、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」で述べられている、これからの社会を生き抜くために必要な資質・能力として、学校教育全体を通じて、その育成に取り組むことが重要であると考えています。

県教育委員会では、県立学校の優れた実践をもとに作成した事例を広く紹介するとともに、政治的中立性の確保に資する内容をまとめた政治的教養の教育の手引を作成しました。

各学校において、本手引が広く活用され、学習者基点で能動的な深い学び、すなわち「主体的な学び」の取組が充実するとともに、生徒の政治的教養が育まれることを強く念願しております。

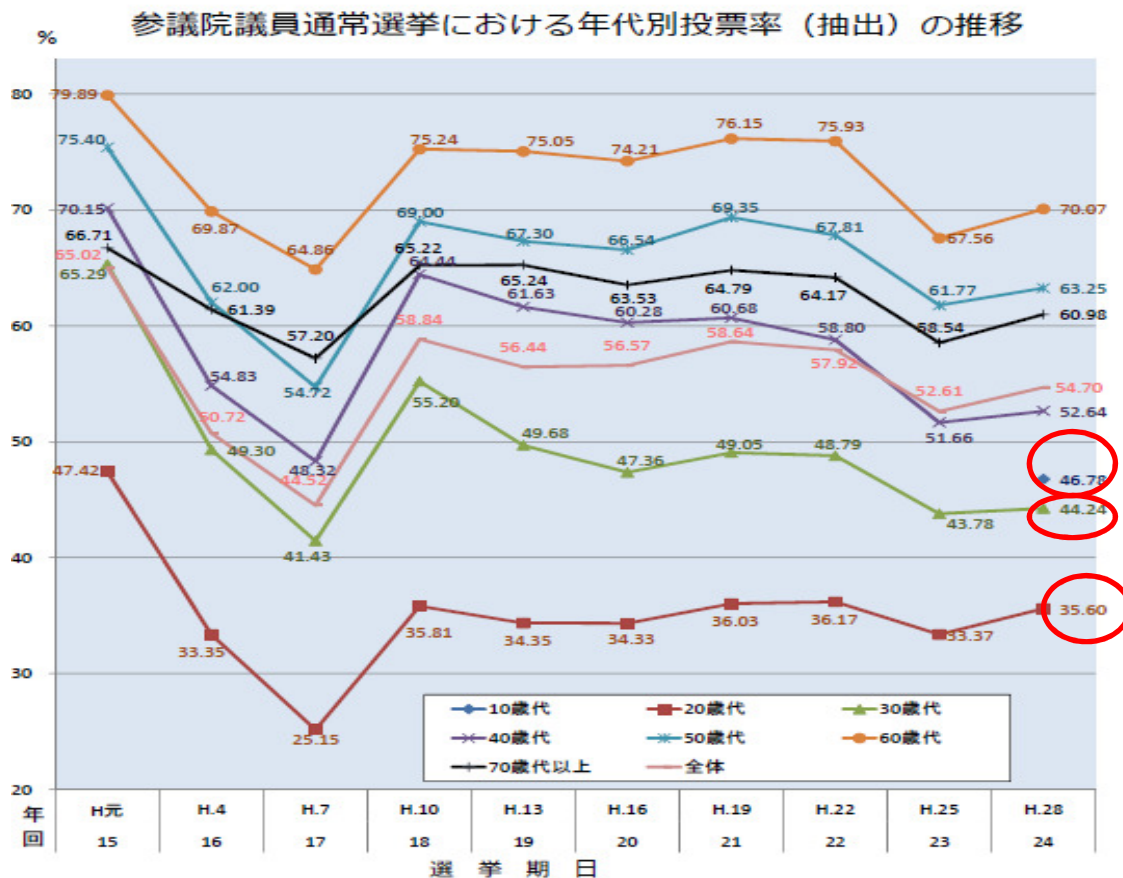
平成30年6月

# 第 I 章 現状と課題

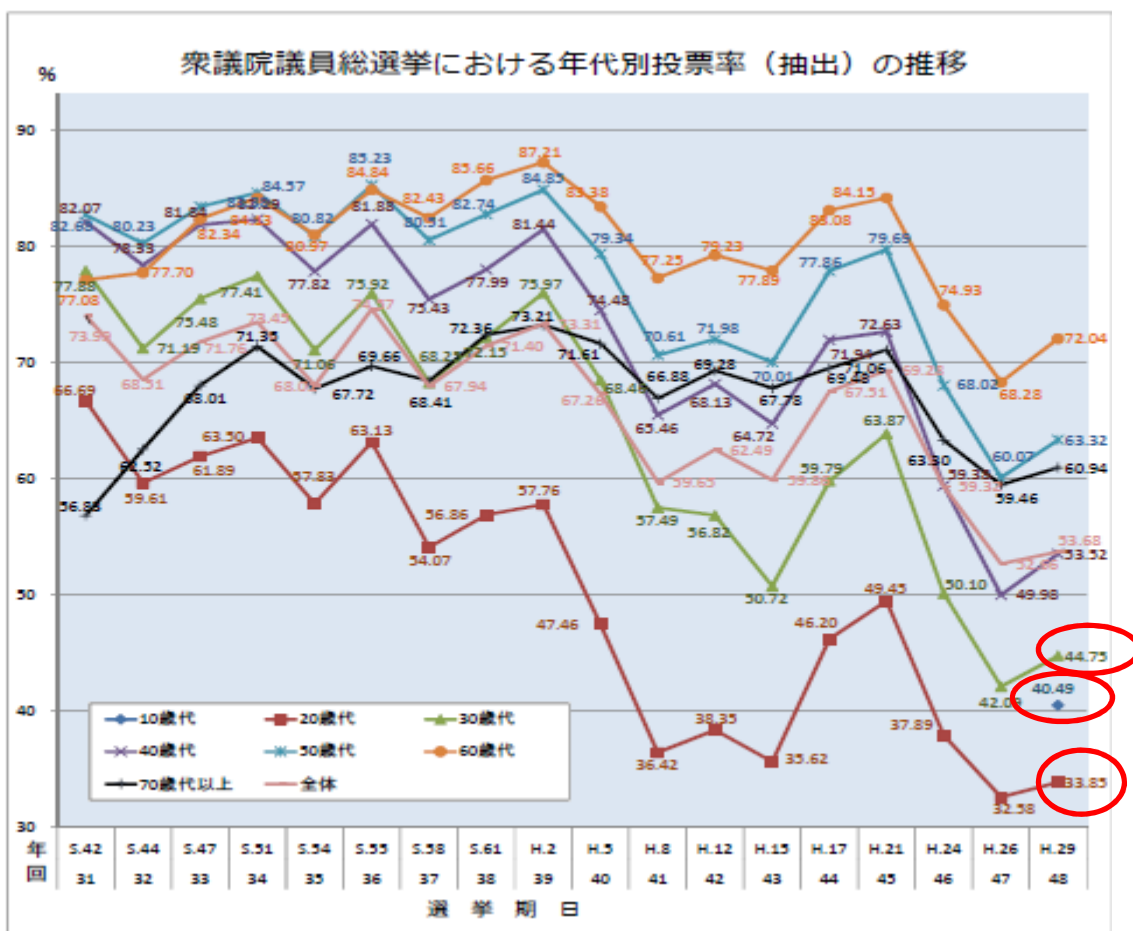
## 1 国政選挙における年代別投票率

国政選挙の年代別投票率は、平成 28 年 7 月に行われた第 24 回参議院議員通常選挙では、全年代を通じた投票率が 54.70%であるのに対し、10 歳代が 46.78%、20 歳代が 35.60%、30 歳代が 44.24%となっている。また、平成 29 年 10 月に行われた第 48 回衆議院議員総選挙では、全年代を通じた投票率が 53.68%であるのに対し、10 歳代が 40.49%、20 歳代が 33.85%、30 歳代が 44.75%となっている。このように、いずれの選挙においても、若年層全体としては、投票率は他の年代と比べ低い水準にとどまっている。

しかしながら、第 24 回参議院議員通常選挙における 18 歳の投票率は 51.28%、19 歳の投票率は 42.30%、第 48 回衆議院議員総選挙における 18 歳の投票率は 47.87%、19 歳の投票率は 33.25%であり、いずれの選挙においても、18 歳の投票率は、19 歳の投票率だけでなく、20 歳代、30 歳代の投票率も上回る結果となっている。



(総務省ホームページによる。)



(総務省ホームページによる。)

直近の国政選挙の年齢別投票者数調（全数調査）における投票率

	18歳投票率	19歳投票率	10歳代投票率	【参考】 全体の投票率
第24回参議院議員 通常選挙	51.28	42.30	46.78	54.70
第48回衆議院議員 総選挙	47.87	33.25	40.49	53.68

(第24回 参議院議員通常選挙年齢別投票者数調 (18歳・19歳) (全数調査) 及び  
第48回 衆議院議員総選挙年齢別投票者数調 (18歳・19歳) (全数調査) による。)

## 2 公職選挙法改正を踏まえた国の動向

平成 27 年 6 月の改正公職選挙法の成立により、平成 28 年 6 月 19 日の後に行われる国政選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から、18 歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになることから、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育む教育（政治的教養の教育）の充実や生徒の政治的活動等に係る考え方の整理が必要となった。

文部科学省では、高等学校等における政治的教養を育む教育が推進されるとともに、高校生の政治的活動等に対する生徒指導が適切になされるよう、当時の時代背景や選挙権年齢が 20 歳以上であることを前提としていた昭和 44 年の通知を見直し、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成 27 年 10 月 29 日付け初等中等教育局長通知）を発出し、関連する Q&A も作成した。

また、総務省と連携して、模擬選挙などの実践的活動についてのワークシートなども盛り込んだ政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」や教員用の指導資料を作成し、全国の全ての国公立高等学校等に配布した。

加えて、平成 27 年 11 月、文部科学副大臣のもとに「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、国家及び社会の形成者として必要な教育を社会全体で推進する観点から、学校のみならず家庭、地域において、政治の仕組みなどについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための取組を検討し、平成 28 年 6 月に「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめを策定した。

## 3 学校教育における課題

現在、小・中・高等学校等においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、憲法や選挙、政治参加に関する教育が行われている。

具体的には、小学校、中学校、高等学校の各段階の社会科、公民科において、日本国憲法の基本的な考え方（小学校）、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みや議会制民主主義の意義（中学校）、望ましい政治の在り方と政治参加の在り方、政治参加の重要性（高等学校）などについて指導が行われている。

しかしながら、「政治の意義や制度に関する指導は、知識を暗記するような教育となっているのではないか。」や「現実の具体的政治事象を取り扱うことに消極的ではないか。」といった指摘がある。

このような指摘を踏まえ、全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように、公民科はもとより、各教科、総合的な学習の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる。また、生徒の考えや議論が深まるような様々な見解を提示し、特定の見方や考え

方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをしないよう留意し、現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、活動を行うこと自体が目的とならないよう配慮した上で、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を学校現場に取り入れることが求められる。



## 対話劇を通じて選挙を考える

どのようにすれば生徒が選挙について、真剣に考えるようになるのだろうか。この疑問に対して各学校はそれぞれ取組を積み重ねている。特色ある実践として、福山誠之館高等学校と因島高等学校の演劇形式の授業を紹介する。教員がシナリオから演技までこだわり、政策と身近な生活とのつながり等、考えさせたい内容を盛り込むことで、生徒たちは自分たちの問題として考えることができると考え、対話劇を取り入れたものである。事後の生徒のアンケートには、「選挙に対する主役の意識の変化がよく分かり、演技の楽しさだけでなく、選挙について考えることができた。」、「選挙はまだ自分には関係ない話と思っていたが、選挙によって消費税など自分の身近な政策も変わってくるのが分かり、選挙のニュースを見たり、立候補者の演説を聞いたりしたい。」などの感想が見られた。振り返りとして観劇後に模擬選挙を行うなど、実際に活動を行うことで、有権者となることの責任や、社会参画についての意識を更に高める工夫をしている。

【福山誠之館高等学校】



【因島高等学校】



## 第Ⅱ章 広島県における政治的教養の教育について

### 1 政治的教養の教育について

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものである。小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる資質を養うよう教育の充実を図ることが重要である。

また、政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要である。

### 2 国家・社会の形成者として求められる力

各学校においては、教育基本法を踏まえ、これまで平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところである。平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律により、選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、新たに有権者となる若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養の教育を推進する必要性は更に高まっている。

政治的教養を育むためには、政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組みについて理解するとともに、そのような知識を踏まえ、

- ①論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

を育むことが求められる。

こうした国家・社会の形成者として求められる4つの力は、変化の速い21世紀において活用できる汎用的な力であり、これらを育むためには、学校教育全体を通じて、正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、学習したことを活用して解決策を考える学び、他者との対話や議論により考えを深めていく学びに取り組むことが重要である。



### 3 「広島版『学びの変革』アクション・プラン」における政治的教養の教育

近年、グローバル化の進展などにより、あらゆる資源が国境を越えて行き交い、様々な課題がますます変化・複雑化・高度化する先行き不透明な社会へと移行している。また、科学技術などの急速な進展により、新たな知識・情報が次々に生まれ、情報通信技術の目覚ましい進化と相まって瞬時に世界中に拡散するため、既存の知識はともすれば陳腐化し、これまで常識だと思われていたことがいつのまにか新たに書き換えられてしまうということも珍しくはない。このような中、県教育委員会では、平成 26 年 12 月に、グローバル化する 21 世紀の社会を生き抜くための新しい教育モデルの構築を目指して「広島版『学びの変革』アクション・プラン」(以下「アクション・プラン」という。)を策定した。

この「アクション・プラン」を基に、変化の激しい今後の社会を担う児童生徒に必要な資質・能力を身に付けさせるためには、これまでの知識ベースの学びに加え、これからの社会を生き抜くために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び(学習者基点の能動的な深い学び)」の創造を目指している。

平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として行う政治的教養の教育において、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるようにするには、具体的かつ実践的な指導を行うことが必要である。このことを踏まえ、これまで、各学校は、学校全体の教育活動を通じて特色ある取組を行ってきた。

その指導において、生徒に、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重する態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力などの資質・能力を身に付けさせていくことが求められる。

具体的な授業等の場面では、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を深めさせるとともに、実際の政治的現象を含む、現実社会の諸課題を見だし、それらを多面的・多角的に考察し、他者と議論を交わしたり、協働的に追究したりすることを通して、自らの意見や解決法を見いだしていけるような学びを仕組んでいくこととなる。このような学びは、まさに、「アクション・プラン」において実現を目指す「主体的な学び」の趣旨と合致し、政治的教養の教育を「主体的な学び」の創造に向けた取組の一つとして捉えていくことができると考える。

政治的教養の教育の一層の充実を図るためには、学校と家庭や地域社会との連携・協働が重要となる。例えば、学校が、選挙管理委員会などの様々な部局や公民館、自治会などの地域の関係機関と連携を図り、地域の人的資源を有効に活用するなどの取組が考えられる。こうした取組は、「アクション・プラン」において示す「実社会との繋がりを重視した体験的な学び」であり、これからの社会を担う児童生徒の資質・能力の育成に資するものである。

## 4 これまでの主な取組

### (1) 広島県教育委員会の主な取組

対象	内容 (実施時期)
管理職	校長及び教頭を対象とした「政治的教養の教育」に係る研修会 (平成 27 年 10 月, 11 月)
教員	教務主任研修における「政治的教養の教育」に係る講座 (平成 27 年 11 月, 平成 28 年 5 月, 平成 28 年 11 月, 平成 29 年 5 月, 平成 29 年 11 月)
	県立教育センター専門研修講座 地理歴史科, 公民科教員対象「これから求められる政治的教養の教育」講座 (平成 28 年 6 月, 平成 29 年 6 月)
	「政治的教養の教育」年間指導計画の作成・提出 (平成 28 年 3 月末, 平成 29 年 1 月末)
	平成 28 年度中に各校で行う「政治的教養の教育」における実践事例提出 (平成 28 年 11 月末)
生徒	政治的教養の教育に係る生徒用リーフレットの配付 (P10 参照) (平成 27 年 12 月)

### (2) 県立学校の特徴的な取組

- ESD の視点を活用した模擬選挙の実施 (平成 28 年 2 月 : 御調高等学校)  
※コラム参照
- 教員によるオリジナル演劇  
(平成 27 年 12 月 : 福山誠之館高等学校, 平成 28 年 7 月 : 因島高等学校)  
※コラム参照
- 市内高校公民担当教諭と市選挙管理委員会との意見交換会の実施  
(平成 28 年 3 月, 平成 28 年 8 月 : 東広島市)
- 生徒会執行部による全校生徒を対象とした選挙講座の実施  
(平成 28 年 6 月 : 松永高等学校)
- 市議会議員と高校生による意見交換会 (平成 28 年 7 月 : 安芸高田市)
- 市議会議員と高校生による意見交換会 (平成 28 年 7 月 : 庄原市)
- 市役所, 大学等との連携を通じて, 生徒自身が地域の課題を発見し, その解決策を考え提言する取組 (平成 28 年 12 月 : 庄原格致高等学校)

### (3) 成果

- 選挙管理委員会との連携強化
  - ・ 平成 27 年 4 月から平成 28 年 7 月までに選挙管理委員会と連携した学校数  
(全 81 校中 46 校)
  - ・ 平成 28 年度に選挙管理委員会と連携した学校数  
(全 81 校中 61 校)

- 総合的な学習の時間などにおいて、地域の課題について背景や要因を分析したり、生徒が考えた解決策を行政に提言したりするなど、より実践的な学習活動の取組の増加。

#### (4) 課題

- 授業において、政治的中立性を確保し、生徒が特定の見方に偏らないようにするとともに、地域の活性化など身近で具体的な課題を通して、生徒が政治に関わる課題を主体的に考え、議論を深めるための資料や問いかけなどの学習活動をさらに工夫すること。
- 「政治的教養の教育」の年間指導計画作成に当たって、学校として指導のねらいを明確にし、系統的・計画的な指導計画となるよう、充実に努めること。具体的には、副教材の活用場面を明記したり、公民科の授業、総合的な学習の時間、特別活動等におけるそれぞれの活動のつながりを可視化したりすること。

(年間指導計画の作成例)

政治的教養の教育 平成29年度 年間指導計画(例)												
							校番		学校名			課程
身に付けさせたい力	地域の課題を見出し、協働的に追求し解決(合意形成・意思決定)する力											
第1学年用												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公民科(現代社会)の学習計画			日本国憲法の基本 原理	地方自治と住民の 福祉		世論形成と政治参 加						
副教材の内容			政策討論会をしよう (p.58~p.61)	地域課題の見つけ 方(p.44~p.48)		模擬講義(p.72~ p.77)						模擬講義(p.72~ p.77)
総合的な学習の時間	探究学習オリエン テーション			地域研究(課題の 発見)			課題研究中間発表 会					課題研究発表会 (政策提言)
副教材の内容		話し合い・討論の 手法(p.32~p.37)		地域課題の見つけ 方(p.44~p.48)			模擬講義(p.72~ p.77)					模擬講義(p.72~ p.77)
特別活動	ホームルーム活動						社会人講話					
	生徒会活動			生徒会役員選挙								
	学校行事											
副教材の内容			政策討論会をしよう (p.58~p.61)			模擬講義(p.72~ p.77)						
外部専門機関・地域との連携			市選挙管理委員会 と連携			同窓会・商工会議 所と連携					市議会事務局と連 携	
副教材の内容			政策討論会をしよう (p.58~p.61)			模擬講義(p.72~ p.77)						模擬講義(p.72~ p.77)
PTAとの連携		PTA総会での説明										

# 私たちが拓く日本の未来 ～有権者となる皆さんへ～

(高等学校等第3学年・第4学年用)

広島県教育委員会

Q 1 なぜ選挙権年齢は満18歳以上に引き下げられたのでしょうか。(副教材pp.5-7, p.27)

A 選挙権年齢が引き下げられたのは、少子高齢化の進む日本で未来の日本に生きていく世代である皆さんに、未来の日本の在り方を決める政治にしっかり関与してもらいたいということからです。

また、現在海外では、選挙権年齢は「18歳以上」が主流です。世界の191の国・地域のうち、9割近くが日本の衆議院に当たる下院の選挙権年齢を「18歳以上」と定めています。日本の7割を超える高校生が「社会や政治問題へ参加すべきだ・参加した方が良い」と考えている中、今回の引下げは、高校生の思いと制度が近づき、世界の流れにも沿ったものとも言えます。

25歳	アラブ首長国連邦
21歳	オマーン、クウェート、シンガポール、マレーシアなど
20歳	カメルーン、日本(満18歳に引下げ予定)など
19歳	韓国
18歳	米国、英国、イタリア、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、ロシアなど
17歳	東ティモールなど
16歳	アルゼンチン、オーストリア、キューバ、ブラジルなど

※ 国立国会図書館調べ (平成26年)



Q 2 有権者になるということはどういうことでしょうか。(副教材p.6)

A 我が国では間接民主主義の原則に基づいて政治が行われています。選挙とは、このような政治に参加する手段の一つであり、国民や地域の住民から選ばれた代表者が議会で法律や予算を決定する制度をとっている我が国において最も重要な手段です。

有権者になるということは、政治について重要な役割を持つ選挙等に参加する権利を持つということです。誰かに任せろのではなく、積極的に選挙を通じて、課題について調べ、考え、自分なりに判断し、政治に参加していくこと、これも権利であり、国家・社会の形成者としての責務とも言えるものです。

Q 3 有権者としての役割を果たすにはどんな力が必要でしょうか。(副教材p.7)

A 政治とは自分で判断することが基本なので、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力が必要です。各人の考えを調整し、合意形成していく力も政治には重要であり、とりわけ、根拠をもって自分の考えを主張し説得する力を身に付けていくことが求められます。

Q 4 候補者や政党を選ぶための情報収集はどうしたらよいでしょうか。(副教材p.11)

A 信頼できる候補者を選ぶための情報収集の方法は、次のようなものがあります。

インターネット

冊子状の公約集

選挙公報

政見放送



街頭演説

演説会

公開討論会

Q 5 選挙運動で、できることと、できないことは何ですか。(副教材pp.12-13, pp.94-98)

A



**満 18 歳 (有権者) になれば選挙運動として  
できること (例)**

- 友人・知人に直接投票や応援を依頼すること。
- 電話により投票や応援を依頼すること。
- 自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込むこと。
- 選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿すること。
- 選挙運動メッセージをSNSなどで広めること。

**満 18 歳 (有権者) になっても選挙運動として  
できないこと (例)**

- × 特定の候補者を当選させる目的で、飲食物や労務の無償提供などの財産上の利益の提供を申し出ること。
- × 公示日又は告示日に、候補者が立候補の届出をする前に選挙運動を行うこと。
- × 候補者や政党等以外の者が、選挙運動を電子メールを利用して行うこと。
- × 候補者や政党等から来た選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送すること。



満 18 歳未満の者は選挙運動をすることはできず、誰であっても、満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

Q 6 投票に関して特に注意すべきことは何ですか。(副教材p.10, p.14, p.91)

自分の意思  
を示そう!

A

- ・ 投票できる選挙区は、現在の住所に基づき決定されるため、進学や就職により住所が変わった場合は住民票の異動が必要となります。
- ・ 投票日当日に投票に行くことができない場合は、公示日又は告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において投票することができます。



コラム

今回の引下げにより満 18 歳、19 歳の皆さんが選挙運動を行うことが認められるのは、平成 28 年 6 月 19 日以降に初めて行われる選挙からです。平成 28 年には参議院議員通常選挙があります。

選挙の種類 (p. 9)

国の選挙

衆議院議員総選挙  
参議院議員通常選挙

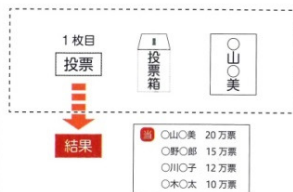
地方の選挙

都道府県知事選挙・都道府県議会議員選挙  
市区町村長選挙・市区町村議会議員選挙

参議院議員通常選挙 (p. 17)

選挙区選挙

原則、都道府県の区域(鳥取県・島根県、徳島県・高知県はそれぞれ 2 県の区域)で行われ、有権者は候補者名を記載して投票します。



各選挙区の定数に合わせて、得票数の最も多い候補者から順次当選人が決まります。

比例代表選挙

全国を 1 つの単位として行われ、有権者は候補者名又は政党名のいずれかを記載して投票します。



政党の得票数に基づいてドント式 (P.18 参照) により各政党の当選人の数が決まり、得票数の最も多い候補者から順次当選人が決まります。



高等学校等において育んだ政治的教養を生かして、有権者として政治に参加してください。

## 5 教育センター専門研修「これから求められる政治的教養の教育」(要旨)

(平成 28 年 6 月 7 日 岡山大学大学院教育学研究科 桑原 敏典 教授 )

### 〈政治的教養の教育の実践のポイント〉

- ① 学校を地域に開き、地域社会とともに子供を育てていくこと
- ② 教員が一人の市民として、社会に向き合い、地域とつながるということ
- ③ 将来を見据えた教育の在り方を考えて、政治的教養の教育を進めていくこと

#### (1) 18 歳選挙権について

- ◆有権者は、年齢を重ねるにつれ世の中との関係(「しがらみ」)ができるので、必然的に選挙に参加するようになると考えられる。しかし、SNSなどでコミュニケーションをとることが多い現代の若者は、かつての世代と比べ「しがらみ」が少なく、選挙に参加する必然性が生じにくい。そこで、世の中と若者をつなぐ学校教育に対する期待が大きくなる。
- ◆授業における政治的中立性を考える際に念頭に置かなくてはならないことは、教員が政治的な事象に対する自分の考えを生徒に表明したとき、生徒はそれをどのように受け止めるのかということであり、教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生徒に大きな影響を与える立場にあることから、避ける必要がある。
- ◆政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合、教員は、生徒の考え方や議論が深まるよう、様々な見解を提示することが重要である。

#### (2) 模擬投票について

- ◆模擬投票は、選挙や政治をより身近なものに感じさせるとともに、将来の主体的な投票行動へとつなげていくことを目指した実践的な教育活動であるが、単なるイベントとならないよう、その意義を明確に伝える必要がある。
- ◆模擬投票に関連して、選挙管理委員会職員などが講演を行う場合があるが、その講演内容は、教員と職員で事前に十分に協議しておく必要がある。その際、公民的資質の育成は、地理歴史科・公民科の教員の専門分野であることを意識すること。
- ◆現実の選挙において争点となっている問題を取り上げる際には、その問題が授業のねらいを達成するために適切な題材であるかを検討する。また、過去に争点となった問題を扱うことで、かつてどのような判断をしてきたかを検討することができ、その検討過程は、現代の問題を考える際に活用することができる。
- ◆模擬選挙では、人に投票させる場合と、政策に投票させる場合とが考えられる。人に投票させる場合、何を対立軸とするか、子供たちに高度な判断を任せることになるので、何のためにこの模擬選挙を行うのかを事前に理解させておく必要がある。

### (3) 学校を地域社会に開いていくために

- ◆現実の社会の文脈の中で、地域課題についてリアリティのある解決を目指す政治的教養の教育は、社会とのつながりを作り学校を地域に開いていくことで可能になる。
- ◆学校を地域に開いていくためには、地域課題に関心を持って活動しているNPO等の団体や地域の人々を巻き込んでいくことが必要である。
- ◆生徒自身も問題意識を持って取り組み、なおかつ地域の人々とも一緒に語り合うことのできる地域課題をテーマとすることが望ましい。
- ◆立場が違えば課題解決に向けた取組が違ってくる。そのような違いを乗り越えて意見を取りまとめることが求められるような現実的な問題解決過程として学習を組むとよい。

### (4) 指導上の留意事項

- ◆生徒が将来、選挙や住民投票などの政治的な判断を迫られたとき、自ら判断基準をつくり、主体的に判断できるようにすること。
- ◆実際の投票率の向上だけを目標にするのではなく、将来にわたって選挙に対する関心をもたせること。
- ◆知識を総合的に活用して問題に取り組み、取りうる選択肢を明らかにし、論理的実践的帰結を予測し吟味して、より間違いの少ない選択肢を選んでいく政治的判断力を育てること。
- ◆裁判事例を扱う場合、その裁判の結論に着目させるのではなく、どのような社会がそれぞれの結論を導くかを考えさせることにより、自分たちがどのような社会をつくっていくかとするのかに着目させること。
- ◆自由な意見表明が認められ受容される民主的な空間としての「教室」を整備するためには、教員が①自由な発言、②他者の意見への傾聴、③前向きな意見表明などの話し合いのルールを明確にし、ファシリテートすること。
- ◆終結は一つの意見に収束するのではなく、多様な意見を保障すること。

### (5) おわりに

- ◆あらゆる教科は市民としての能力の育成であるから、すべて政治的教養の教育につながっている。
- ◆有権者になるということは、自分だけのことを考えるのではなく、社会全体のことを考えるという、公共の観点が大切である。
- ◆政治的教養の教育に取り組むことは、今の学校教育のカリキュラムにこれまでとは異なる特別な何かを追加することではない。市民を育成するという本来の目的から学校の教育活動を見直していくという、将来を見据えた意義ある取組である。





## 第Ⅲ章 実践事例集

- 1 公民科（現代社会）の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 公民科（政治・経済）の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 学校設定科目（時事問題）の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 学校設定科目の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 5 総合的な学習の時間の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 6 特別活動（ホームルーム活動）の事例・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 7 特別支援学校における特別活動（ホームルーム活動）の事例・・・・・・ 28

# 公民科（現代社会）の事例

## 1 指導計画

- (1) 学年 第1学年  
 (2) 単元名 基本的人権と社会権・参政権・請求権  
 (3) 単元の目標 身近な地域（町）を取り上げ、よい地域社会を形成するために模擬請願書を作成することを通して、様々な資料を活用して町の重点課題やその克服方法を考察し、参政権や請求権と関連付けて理解することができる。  
 (4) 単元指導計画(全3時間)

時	主な学習活動
1	身近な地域（町）の特徴を調べて、町のキャッチコピーを作成した上で、町の重点課題を考察したり、よりよい
2	町にしていくための請願内容を吟味したりして、請願書を作成する。【本時】
3	基本的人権の保障と社会の形成者としての観点から、政治に参加する意味をまとめる。

- (5) 本時の目標 自己の生活体験や、身近な地域（町）についての資料を総合して町の特徴や課題を見いだし、その上で、意見の異なる他者と協働して町の重点課題を絞り込み、町づくりのための請願書を作成することを通して、公民として政治参加することの意味を考察することができる。  
 (6) 学習の流れ(1・2時間目/全3時間)

学習活動	指導上の留意事項 (◇)	評価規準〔観点〕 (評価方法)
<p>【第1時】 導入 ワークシート① 「どのようにして私たちの要望を議会や行政に届けることができるだろうか。」</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">私たちの町が住民にとって暮らしやすい町になる方法を考えよう。</p> <p>展開1 個人活動(ワークシート①)【作業1】 ・町制要覧を参考に、町のキャッチコピーを考えよう。」 展開2 ペア活動(ワークシート①)【作業2】 ・中高生へのインタビューや地区懇談会、アンケートなどを整理して10の課題を提示する。 「10の課題から、優先するものをペアで3つ挙げ、取り上げた理由を考えよう。」 「私たちの町の特徴と課題を整理しよう。」 【第2時】 展開3 グループ学習①(ワークシート①)【作業3】 (ワークシート②) ・意見の異なる2つのペアで1つのグループをつくる。 「もっとも優先すべき課題を絞り込もう。」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>例 Aグループ 暮らしの安全・安心の確保 Bグループ 子育て支援、教育環境の充実等</p> </div> <p>個人の人権保障や公共の福祉の観点から考察する。</p> <p>展開4 グループ学習② ・請願書を書いてみよう</p>	<p>◇投票以外に憲法第16条で「請願」という手段が保障されていることを理解させる。 ◇実社会で政治的な意見を表明するためにどのような方法があるかについて考えさせる。</p> <p>◇町制要覧の産業・人口構成の統計資料をもとに、地理歴史科で学んだ知識を活用し、地域の特徴を多面的に考察させ、町への請願を考える契機とする。</p> <p>◇暮らしやすい町にするために解決を図る必要がある課題かどうか、という視点で考えさせる。 ◇各ペアが取り上げた内容を集計し、クラス全体で共有させる。</p> <p>◇意見の異なるペア同士が、それぞれ選択した理由をもとに討議させる。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>◇意見の異なるペアをグループにすることで、実社会には多様な意見があることを理解させ、さらに、根拠付けや意思決定の質が上がるよう配慮する。</p>	<p>トールミンモデルを用いて、地域の実態等の事実をもとに、説得力のある理由を示し、自らの正当性を主張する。</p> <p>・事実や根拠をもとにして重点課題について考えることができる。 〔思考・判断・表現〕 (ワークシート)</p>
<p><b>生徒のまとめ例</b> 急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある町づくりしていくことが、私たちの町でもっとも優先すべき課題である。私たちの町では、県内で1番の子育て支援を目指して、子供向けボランティア活動の年間8回の実施を目標としている。そこで、子供に遊びを教える等のボランティア活動支援について、私たちの町の施策をより充実させるために、私たち高校生が大学生と連携して参加できるような体制をつくっていただきたい。</p>		
<p><b>まとめ</b> ・他に、私たちの要望や意見が議会や行政に反映される方法はあるか。</p>	<p>◇政治に参加する意義について考える導入とする。</p>	

(7) 教材・資料等

ワークシート①

「私たちが拓く日本の未来」

～有権者として求められる力を身に付けるために～

皆さんが住む地域の課題を解決するために議会や行政で議論が行われます。では、どのようにして私たちの要望を議会や行政に届けることができるでしょうか？

「議題」という手段によって直接議会で検討してもらうことができます。

第18条「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に（議題）する権利を有し、何人も、かかる（議題）をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」

**【作業1】 町とはどんな町か見てみよう。**

授業用資料の町勢表をみて、町とはどんな町が項目別にまとめてみよう。

人口や世帯の推移

主な産業やその推移

地理的要素（市との関係、自然、交通など）

特徴から町のキャッチフレーズを考えてみよう。

の(学)術、町

1年 組 番 氏名

**【作業2】 町の重点課題を見つけよう。**

右は、町のホームページに掲載されている、住民のアンケートや中高生のインタビューによって出された課題です。町から、重点的に対策を取るべく課題を上位3つあげ、その根拠を述べてみよう。

課題NO.   
根拠

課題NO.   
根拠

課題NO.   
根拠

**【作業3】 2人ペアで、最も重視するべく課題と根拠を整理し、対策の具体案を考えてみよう。**

最重要課題NO.

最重要課題としてあげた根拠

課題解決のための具体的取り組み案

**課題**

課題1. 日常生活における安心・安全の確保

課題2. 子育て支援・高齢者対策

課題3. 地域活性化につながる魅力発信

課題4. 生活道路の利便性向上・公共交通サービスの向上

課題5. 身近な公園・緑地の確保、景観の保全

課題6. 医療・福祉施設の充実、バリアフリー化の推進

課題7. 地域コミュニティの強化

課題8. 青少年の健全育成に関する教育環境の充実

課題9. 公共施設の整備・サービスの充実

課題10. 行政サービスの向上・効率化



ワークシート②

1年 組 番 氏名

現状を把握して、町をより充実した町にするには、

の課題を克服するために、

を行うべきである。

説得力のある理由（根拠）と具体的対策案を提言してみよう。

2人で考えた重点的な課題とその根拠

重点課題は \_\_\_\_\_ である。

理由 \_\_\_\_\_

考えの整理

他のペアの重点課題

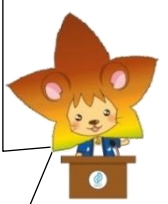
理由 \_\_\_\_\_

○本事例のポイント

何が身近な地域の優先すべき課題なのかについて、ツールミンモデルを用いて考えさせ、その上で、ペアやグループで重点課題を絞り込むための討議を行います。ツールミンモデルは、お互いの思考の流れを顕在化できるので説得力のある主張につなげることができます。

○更に発展させるために・・・

政治に参加する意欲を持たせるために、生徒が地域の政治に関わる活動を行っている事例（高校生会議、若者議会など）を紹介するなどして、課題解決のためにどのような取組が可能かということについて、見通しを持てるようにすることが大切です。



# 公民科（政治・経済）の事例

## 1 指導計画

- (1) 学年 第3学年  
 (2) 単元名 政党政治と選挙制度  
 (3) 単元の目標 政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての望ましい政治参加の在り方を考えることができる。  
 (4) 単元指導計画(全3時間)

時	主な学習活動
1	日本の選挙制度について把握した上で、政党などの行動とその意義を理解する。
2	政党政治や選挙、国民の政治意識や政治行動の特徴などを理解しながら、政治への関心を高める。
3	過去の選挙における政党の政策を分類・整理することを通して、政策について考察する。【本時】

- (5) 本時の目標 政党の政策の特徴について多面的・多角的に考察し、自分なりの考えを形成することができる。  
 (6) 学習の流れ(3時間目/全3時間)

学習活動	指導上の留意事項(◇)	評価規準〔観点〕 (評価方法)
<p><b>導入</b> 「有権者に必要な力」について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私たちは投票する際に何を基準としているのでしょうか。(報道によるイメージ、地元への貢献、任期中の実績等)</li> <li>「過去の国政選挙では、どんなテーマが争点となったでしょうか。」と問いかけ、重要テーマについて各党が掲げた政策(公約)をまとめた新聞記事(まとめサイト)を示す。</li> <li>生徒は、まとめサイトの中から追究するテーマを1つ選択する。</li> </ul> <p>※ 生徒が選択するテーマの例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経済・消費税      ○社会保障・子育て</li> <li>○外交・安全保障      ○原発・復興</li> <li>○憲法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇表面的な利益誘導にとらわれるのではなく、政策の内容を吟味して判断し、選択することの重要性に気付かせる。</li> <li>◇本時において、まとめサイトは、特定政党の支持・不支持を判断するためではなく、特定のテーマにおける各政党の考え方を比較したり、評価したりするために用いることを確認する。</li> <li>◇現実に存在する政党名に触れ、その政党等が主張する政策等に触れるに当たっては、授業のねらいに照らした理解が可能となるよう複数の政党の主張を並列して紹介するなどの配慮を行う。</li> <li>◇選択するテーマは、特定の政党のみが賛成又は反対しているものにならないよう配慮する。</li> </ul>	<p>新聞社等が作成する各党の政策が記載された選挙関連のサイト(いわゆる「まとめサイト」)は一般的には選挙運動のために使用する文書図画には当たらないと考えられる。そのため、教員が生徒に対し、「まとめサイト」を印刷し配布することは直ちに規制されるものではないことから、このような取り扱いをすることも考えられる。</p>
<p>私たちは有権者としてどのように政策を理解し、自分なりの考えを形成していけばよいだろうか。</p>		
<p><b>展開1</b> グループ活動①「重要テーマにおける各党の考え方の違いを整理しよう」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5人1組のグループを編成し各テーマの担当者を決定する。</li> <li>各担当者は、他のグループの同じテーマの担当者とともに当該テーマにおける各政党の政策を整理・分析する。</li> </ul> <p>(1) 当該テーマにおける各政党の特徴となる部分を書き出す。          (2) 当該テーマにおける各政党の政策の共通点、相違点に着目する。          (3) 各政党の政策を座標軸に位置付けるなどして総合的に理解できるように整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇選択したテーマに対して各政党がどのように考えているかを協働で整理・分析し、その後、整理・分析した内容を、もとのグループに戻って自分の言葉で他のメンバーに伝える、というグループ活動の意図を理解させる。</li> <li>◇政策の座標軸はグループで考えて設定させることとするが、難しい場合には、事前に教員が示しておいてもよい。</li> </ul>	<p>指導に当たっては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要である。</p>
<p><b>展開2</b> グループ活動②「複数のテーマの中で、最も優先したいテーマについて考えよう」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各テーマ担当者がもとのグループに戻り、当該テーマについて整理・分析した内容について報告する。</li> <li>各報告を共有した後、複数のテーマの中で最も優先したいテーマとその根拠について、意見を出し合う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇優先したいテーマを決定する際には、判断の根拠を明らかにして考えさせる。</li> <li>◇現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することはできない。そのため、自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であることに留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数のテーマを総合的に考察し、最も優先すべきテーマについて、具体的な判断基準をもとに評価しようとしている。                  (思考・判断・表現)(ワークシート)</li> </ul>
<p><b>展開3</b> グループ活動①・②を踏まえ、複数のテーマの中で最も優先すべきテーマについて、個人としての考えをまとめる。</p>		
<p><b>生徒のまとめ例</b></p> <p>グループ活動を通じて、まとめサイト等を手掛かりにしながら重要テーマについての考え方を理解し、それらを吟味して自分なりの考えを持つことの大切さはよく分かった。しかし、すべてのテーマに対して自分の意見を持つことは簡単でないと感じた。また、重要テーマに優先順位を付けるためには、実現による便益、実現のための費用とその財源など、具体的な基準をもって判断していくことが必要だが、何を判断基準とするかは立場によって異なるため、優先順位の決定には議論が大切だ。</p>		
<p><b>まとめ</b> 本時を振り返り、次時につなげる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇意見や信念及び利害の対立状況から、対話を通じて相反する意見や利害を調整し、共存の可能性を見いだす働きをもつ「議会」の存在に気付かせる。</li> </ul>	

(7) 教材・資料等

○政党政治と選挙制度

1. 有権者に必要な力とは何でしょうか。

--

2. 過去の国政選挙における「まとめサイト」を見て、具体的に調べてみたいテーマを1つあげてみよう。

--

3. 自分の担当するテーマに対する各政党の政策の特徴をまとめよう。

担当テーマ	A党	B党	C党	D党
	E党	F党	.....	.....

4. 他のテーマについての報告・気付き

テーマ ( )	テーマ ( )	テーマ ( )	テーマ ( )

5. 協議したテーマの中で、最も優先したいテーマは？ その理由は？

グループ協議で出た意見	個人思考	
		優先したいテーマ
	理由	

○本事例のポイント

生徒自らが「まとめサイト」の資料を分野別に比較して分類し、優先順位を付けて政策について考察していきます。現実の政治課題について多面的・多角的に考え、判断する力を養うことを目指した事例と言えます。

○更に発展させるために・・・

生徒たちは、様々な政策を調整する討議を重ねることにより、実社会の問題を解決するためには相反する利益等を調整しなければならないことに気付いていきます。この授業を機に、制度や仕組みが作られる過程には、相反する利益等の調整が行われたことを理解させる学習に取り組ませることも考えられます。



# 学校設定科目（時事問題）の事例

## 1 指導計画

- (1) 学年 第4学年  
 (2) 単元名 模擬選挙  
 (3) 単元の目標 地域の課題について情報を得て争点を整理・分析するとともに、私たちの代表を模擬的に選ぶという活動を通じて、主権者としての政治参加の在り方を考えることができる。  
 (4) 単元指導計画(全5時間)

時	主な学習活動
1	選挙の仕組みについて関心を持ち、実際の選挙の流れや投票方法等について理解する。
2・3	地域課題の見付け方について学習し、諸資料を活用してX市における課題を明らかにする。
4	架空の市長選挙において、政見放送をもとに候補者の政策を多角的に考察し、投票する。【本時】
5	開票結果と自分の投票行動の比較を通じて、投票における判断基準の立て方や一票を投じる意味、公正な選挙が行われるための工夫などについて理解を深める。

- (5) 本時の目標 架空の市長選挙において、自分なりの投票基準を設けて候補者の政策を吟味するとともに、一票を投じるまでの過程を振り返ることで、投票の意義や公正な選挙を支えるしくみを考えることができる。  
 (6) 学習の流れ(4時間目/全5時間)

学習活動	指導上の留意事項(◇)	評価規準(観点) (評価方法)
導入 前時の学習内容の確認とめあての提示。 ・前時までの地域課題の分析を踏まえて、本時は模擬選挙を行うことを予告する。	◇今回の模擬投票の目的は、投票までの一連の過程を体験するだけでなく、投票後に感じたことをもとにさらに深く考えていくことにであると伝える。	
<b>架空のX市長選挙において、候補者の政策を様々な角度から考察し、一票を投じるまでの過程を体験してみよう。</b>		
展開1【個人】政見放送を視聴して両候補の政策の特徴をまとめる。 ・2名の候補(教員)の政見放送(ビデオ映像)を見ながら、それぞれの主張をワークシートにメモする。 (A候補:小さな政府を志向, B候補:大きな政府を志向)	◇メモを取るのが遅かったり、用語の意味が分からなかったりする生徒もいるので、政見放送後に両候補の主張をまとめた表をスクリーンで示す。(公平性を担保するため教師は候補者や政策についてコメントしない。)	・現実の社会においては様々な立場や考え方や争点があることを踏まえ、社会の抱える諸問題について公正に判断している。 [思考・判断・表現] (ワークシート)
展開2【個人】両候補の分野ごとの政策を吟味し優先順位を付ける。 ・「ぜひ実現してほしい政策」「実現に疑問を感じる政策」をそれぞれ2つずつ選び、さらに2つの「ぜひ実現してほしい政策」に優先順位を付け、その順序にした理由を書く。	◇両候補の政策をもとに、投票における判断基準を自分なりに立てさせる。とりわけ、自分にとっての優先政策の順序を考えさせ、その理由を書かせることで、自分が最も重視する政策を明確にさせる。	
展開3【グループ】優先順位を付けた2つの「ぜひ実現してほしい政策」について意見交換する。 ・自分とはなぜその順序にしたのか、その理由を丁寧に説明する。 ・他者の順序付けの理由を聞き取り、自分の理由と比較する。	◇自分の順序付けの根拠を明確にして述べるとともに、他者の順序付けがどのような根拠に基づいているかに留意させる。さらに自分と他者の根拠を比べ、どちらがより説得力があるかを吟味させる。	
展開4【個人】他者と自分の順位付けの比較を踏まえて、自分が投票しようと思う候補者を決定し、その理由をまとめる。	◇これまでの議論を踏まえ熟考させる。なお、実際の投票では候補者の政策に加え人柄や経歴、政党等との関係も判断材料となることを補足する。	
展開5 教室前に設置した「投票所」で投票を行う。 ・投票所に行くときに持参するものや投票所での手順などについて、副教材で確認する。 ・投票後、実際の選挙と同様に投票してみて感じたことや投票の過程で疑問に思ったことなどをワークシートに記入する。	◇実際の選挙で使用されている記載台・投票箱や投票用紙を再現した用紙を用いて、実際の投票と同様の体験をさせることで、将来の投票に対する心理的な障壁を低減させる。  ◇振り返りの場を投票直後(開票前)に設けることで、「一連の過程」を振り返らせる。	
<b>生徒のまとめ例</b> ○自分は、財政ではA候補、教育ではB候補の政策がよいと考えた。どちらも大事な政策であり、最後まで悩んだ。 ○なぜ、投票所の係員は、最初の投票者に箱の中をわざわざ見せたのか疑問に思った。 ○自分が1票を託した候補が当選しなかったら、自分が投票のために費やした時間や労力が無駄になると思った。		
まとめ 本時を振り返り、次時につなげる。 ・今回の模擬選挙を通じて発せられた生徒の問いをいくつか紹介し、次時に、その問いに対する答えを考察していく。	◇状況に応じて、投票後に、生徒の感想や疑問点を集約して、そこから次時の学習活動につなげるなどの工夫を行う。	

開票結果が出た後の振り返りでは、自らの投票が当選に結び付いたかどうかに関心が向かうことを踏まえ、投票直後のタイミングで「一連の過程」を振り返らせることが大切である。

(7) 教材・資料等

架空の市長選挙候補者の政策を分析評価しよう

1 A候補とB候補の政見放送を見て、それぞれが主張している内容を次の表にまとめてみよう。

	A 候補	B 候補
経 歴		
基本理念		
財政		
社会保障		
教育		
公共事業		
防災		
観光		

2 両候補の政策を吟味し、「ぜひ実現してほしい政策 (○)」と「実現に疑問を感じる政策 (×)」を、2つずつ選び、上の表の網掛け欄に○×を記入してみよう。

3 自分が選んだ「ぜひ実現してほしい政策 (○)」に優先順位をつけてその理由を書いてみよう。

優先順位	ぜひ実現してほしい政策 (○)	順位付けの理由
1 位	( ) 候補の【 】	
2 位	( ) 候補の【 】	

4 3の内容について、グループ内で意見交換した内容をまとめ、自分の順位付けと比較して感じたことをまとめてみよう。

さん	1 位 : ( ) 候補の【 】 , 2 位 : ( ) 候補の【 】
さん	1 位 : ( ) 候補の【 】 , 2 位 : ( ) 候補の【 】
さん	1 位 : ( ) 候補の【 】 , 2 位 : ( ) 候補の【 】

<自分の順位付けと比較して感じたこと>

--

5 1～4の内容を踏まえ、最終的にどちらの候補者に投票したいと思いますか。その理由とともに書いてみよう。

候補者名	理 由

6 投票してみて感じたことや、投票の過程で疑問に思ったことをあげてみよう。今日の授業を受けてみて、新たに疑問に思ったことを書いてみよう。

--

○本事例のポイント

政見放送をもとに候補者の政策を理解させたり、複数の政策課題に順位付けさせたりすることで有権者に必要な「政策を吟味する力」を養う学習活動を取り入れた好事例と言えます。

○更に発展させるために……

模擬投票は、生徒の政治的教養を育むための有効な手段ですが、公民科の授業で行う場合とLHR等で行う場合とでは、目標は異なります。公民科の授業においては、「投票を体験させる」だけでなく、投票前後で考えたことを比較させるなど、「投票の体験をもとに、さらに深く考えさせる」取組が求められます。



# 学校設定科目の事例

## 1 指導計画

- (1) 学年 第3学年  
 (2) 単元名 請願書をつくってみよう  
 (3) 単元の目標 請願内容について、公益性や緊急性、重要性に留意してグループで考えさせることにより本質的な課題を見だし、多面的・多角的に考察し、自分なりの考えを形成していくことができる。  
 (4) 単元指導計画(全3時間)

時	主な学習活動
1	1年間の学習内容について振り返り、身近な地域(市)の課題を整理する。
2	市議会に対する請願書を模擬的に作成し、政治参加について振り返りを行う。【本時】
3	選挙管理委員会からの講師による講演を聴き、選挙のルールについて理解を深める。

- (5) 本時の目標 自分たちの要望を政治に反映する手段として請願があることを理解し、模擬請願を実践することで、地域の課題を見だし、多面的・多角的に考察し、自分なりの考えを形成することができる。  
 (6) 学習の流れ(2時間目/全3時間)

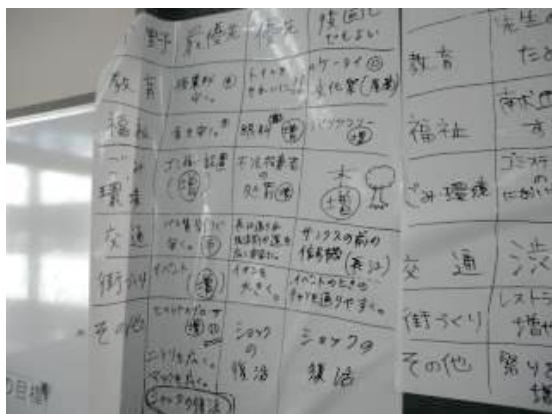
学習活動	指導上の留意事項(◇)	評価規準(観点) (評価方法)
<b>導入</b> ・請願の目的と手続きについて理解する。 「政治参加の方法にはどんな方法があるだろう」 「私たちの市にはどのような課題があるだろう」 ・第1時の授業で調べた身近な地域(市)の実情や家の人に聞いたことなどの要望を請願するには、どうすればよいか考える。	◇投票以外の政治参加の方法として請願があることに気付かせる。 ◇「〇〇市議会だより」をもとに手続きを整理させる。 ・何のため・市政に対する意見や要望を実現するため。 ・どこに・・・市議会 ・どのように・書式例にしたがって作成し、紹介議員の署名を添える。 ・どう扱われるのか・議会で請願の実情を調査するなどして慎重に審議し、採択・不採択を決定する。採択した請願は試行期間に送付するなどして表現に努める。	
<b>展開1 グループ活動①「地域の要望を集めよう」</b> 自分たちの最も重要な願いを、どのようにしたら政治に反映させることができるだろう。 ・5～6人の班を編成する。 ・家の人から聞いた市議会への要望を付箋に書き出させる。 ・「〇〇市議会だより」に掲載された請願から読み取れることを付箋に書き出す。	◇家庭での取材結果を話し合わせ、一項目一枚で簡潔に付箋にまとめさせる。生徒から市へ要望があれば付け加える。 例 災害時の避難所が各地に指定されているが、避難後に必要な物資(毛布・水など)が準備されていない。物資の準備してほしい。	優先順位を考える際の視点として、公益性、緊急性などが示されています。他には効率性や有効性などを視点とすることができます。  協議の中から見いだされた結論を基に、自分の考えを適切にまとめている。 【思考・判断・表現】 (ワークシート)
<b>展開2 グループ活動②「優先順位を考えよう」</b> ① 要望の共通性を考え、似たものは1枚にまとめさせる。 ② 付箋に書き出した要望が公益(みんなの願い)に基づくものであるか、討議する。 ③ 地方財政には限りがあることを認識し、付箋に書き出した要望を、公益性や緊急性、重要性に留意して優先順位を付ける。	◇個人の個別・具体的な要望だけでなく社会全体の利益(公益)について考えさせたり、財源に限りがあることに留意させたりして優先順位を付けさせる。 ◇付箋をワークシートに貼らせる。 ◇班ごとに優先順位1位にした要望を発表し、1位にした理由を説明する。	
<b>展開3 個人活動「請願書をまとめよう」</b> 一番大切だと思う要望を一つ選んで、テキスト75頁に請願書を書き上げる。	◇例えば、市役所HPにある「市政への提案箱」「パブリックコメント」を通して市に要望することができることを紹介する。	
<b>生徒のまとめの例</b> 災害に強い町にするために避難所を指定することが大切だが、避難生活に必要な物資の整備が問題となる。また、災害対策の予算が限られているので、必要最低限の物に絞ることや、周辺地域からスムーズに物資が補給できる体制をつくる必要がある。高校生として、自分たちが非常時にどのような行動ができるのかをシミュレーションすることも考えなければならない。		
<b>まとめ</b> ペアで互いの請願書を読み、評価し合うことで、請願をする上で必要なことについて振り返る。	◇自分たちの要望を政治に反映させる際には、公益にかなうか、財源は確保できるかなど、実現可能な形でまとめていく必要があることを確認する。	



(7) 教材・資料等

分野	最優先！！	優先！	後回しでもよい
教育	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>検討の手順</p> <p>① 冊子「私たちが拓く日本の未来」を配付する。</p> <p>② 黒板掲示用のワークシートを作成する。</p> <p>③ 各生徒に請願内容を簡潔に付箋に書かせる。</p> <p>④ 請願する優先順位を相談させながら、ワークシートに付箋を貼らせる。</p> <p>⑤ ワークシートをもとに討議を行う。</p> </div>		
福祉			
ごみ・環境			
交通			
街づくり			
その他			

【授業の様子】



○本事例のポイント

地域の文化・歴史・産業等について学習する学校設定科目において、模擬請願に取り組んでいます。グループで考えた要望について、公益にかなうかどうか、財源の配慮ができていないか等の視点を設けて優先順位を付けさせることで、地域の課題を多面的・多角的に考察させています。

○更に発展させるために・・・

公益性、緊急性、重要性などの視点を設けて整理すると、相反する利益を調整しやすくなります。今後は、生徒自身が主体的に考えを深めたり的確な判断したりすることができるように、自分たちの考えを吟味する視点を見いだせるような工夫をすることが大切です。

# 総合的な学習の時間の事例

## 1 指導計画

- (1) 学年 第2学年  
 (2) 単元名 ○○学(○○は市の名称)  
 (3) 単元の目標 地域課題の探究活動と海外研修旅行などの学校行事との関連を図ることで、地域の課題について多面的・多角的に考察し、その課題の解決策を協働的に追究するとともに、公共的な事柄に自ら参画することができる。  
 (4) 単元指導計画(全14時間)

時	主な学習活動
1～2	市の広報誌や総合計画などを手掛かりに、市の魅力や抱える課題について情報を収集する。
3～6	収集した情報を整理・分析して、自分たちが見いだした課題を解決するための方策を構想する。
7～8	構想した解決策を資料にまとめ、市の職員に提言する。(中間報告会)【本時】
9～10	海外研修旅行において、姉妹校の生徒とそれぞれの地域の特色についての意見を交換したり、フィールドワークを行ったりし、自分たちの市と比較する。
11～14	中間報告会での指摘や海外研修旅行で学んだ内容を踏まえて、さらに必要な情報を収集したり、整理・分析したりして、市への最終提言を練り上げる。

- (5) 本時の目標 ①市の職員に対し、構想した解決策を根拠や理由を明確にして提言できる。  
 ②代表生徒の提言や市職員の助言を踏まえ、市のあるべき姿について、考察した過程を振り返りながら自分の言葉で表現できる。

## (6) 学習の流れ(8時間目/全14時間)

学習活動	指導上の留意事項(◇)	評価規準〔観点〕 (評価方法)
<b>導入</b> 本時のねらいを確認し、今後の学習の見通しを持つ。 ①今日まで構想してきた市の課題についての解決策を、根拠をもって提言する。 ②行政担当者からの講評を手掛かりに、より実現可能性の高い解決策を12月に最終提言できるように、課題を再設定するヒントをつかむ。	◇本日の「中間報告会」の2つの目的を確認させる。	
<b>代表生徒の提言や市職員の助言を踏まえ、「私たちの市のあるべき姿」について、より具体的に考えてみよう。</b>		
<b>展開1</b> 各クラスの代表が提言を行う。(以下は例) 1組 私たちの市に若者が「将来住みたい」と思えるために 2組 市の特産品のブランド化計画 3組 歴史ある都市としての観光について 4組 Spread New ○○市名 Sakusen 5組 市の農業の発展 6組 私たちの市の財産を生かして <b>展開2</b> 市の職員からの講評を聞く。 ・副市長、総務部長、企画財政課長、企画財政課職員などの市職員から各クラスの提言について講評を得る。	◇各クラスの発表が根拠を明確にして主張しているかどうか、評価用のワークシートを使って適切に評価する。 ◇「どうすれば伝わりやすい発表になるのか」を視点として、共通するプレゼンテーションのスキルを考えさせる。 ◇12月の最終提言に向けて、さらに考察を深めてほしい部分と、新たに目を向けてもらいたい部分の2点に絞って講評していただくよう、事前に依頼しておく。	1単元用として作成した1枚のワークシートに、授業前・中・後の学習履歴を生徒に継続的に記録させていくことで、生徒は単元全体の学びのプロセスを把握し、自らの学びを評価することができる。 ・代表生徒の提言や市職員の助言を踏まえて多面的・多角的に考察し、さらに追究していくべき課題を具体的に見いだそうとしている。 [思考・判断・表現] (ワークシート)
<b>展開3</b> 「私たちの市のあるべき姿」について考える。 ・本日の発表内容や提言だけでなく、ワークシートに記した自分のコメントを振り返ることで、これまで考えたことを整理しながら「私たちの市のあるべき姿」について考える。	◇ワークシートに、「私たちの市はどのような町であると良いと思うか」、「学習前と学習後で考えは変わったか」という欄を設け、生徒が自分自身の思考の深まりを感じられるように工夫する。	
<b>生徒のまとめ例</b> 学習前は「活気が必要」という大きな捉えしかできていなかったが、学習を通して、活気を生み出すには、市民に愛されるまちづくりをすることが必要だと分かった。今あるものを大切にしながら、市民がこのまちに住みたいと思えるまちづくりを進めるために、自分たち高校生に何ができるのか、もっと真剣に考えてみたいと思った。		
<b>まとめ</b> ・今回の学習を振り返らせ、今後の学習の「見通し」を示す。	◇2学期の海外研修旅行においても、姉妹校の生徒とそれぞれのクラスのテーマについて意見交換することや、フィールドワークをすることを伝え、課題の再設定を促す。	

(7) 教材・資料等

○○学 1枚ポートフォリオ ( 月 日) (学習前)	2年 ( ) 組 氏名 ( ) ( 月 日) (学習後)
○○はどのような町であるかと思うか。 具体的に書いてください。	○○はどのような町であるかと思うか。 具体的に書いてください。

学習前と学習後をくらべてみて、あなたの考えは変わりましたか。変わったとしたらどのように変わりましたか。詳しく書いてください。

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと	( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと	( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと	( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと
( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと	( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと	( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと	( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと
( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと	( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと	( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと	( 月 日) 今日一番大切だと思ったこと

**○本事例のポイント**

この取組では、中間発表会后課題の再設定を行い、姉妹校生徒との意見交換や現地でのフィールドワークにより獲得した知見をもとに2度目の提言の場が設定されるなど、探究の過程が発展的に繰り返されています。また、ワークシートを工夫することで、生徒は自らの思考の深まりをメタ認知できるようになっています。

**○更に発展させるために・・・**

現実の地域課題の解決に向けては、正解は一つに定まらないことが多いものです。こうした課題の解決には、根拠に基づいた自らの主張を述べる事が大切です。その上で自分と他者の主張を比較し、それぞれの根拠の違いを読み取った上で、他者との合意を形成するなどの具体的な機会を設定して、協働的に追究し解決する力を育む必要があります。



# 特別活動（ホームルーム活動）の事例

## 1 指導計画

- (1) 学年 全学年  
 (2) 活動名 政治的教養の教育  
 (3) 活動の目標 生徒会の選挙管理委員会による研修を通じて、選挙におけるルールや高校生の政治的活動等の留意点を理解するとともに、主権者としての在り方を考えることができる。  
 (4) 事前・事後指導を含めた指導計画

事前指導	選挙管理委員会の生徒が研修の実実施計画と役割分担表を作成できるよう、必要な支援を行う。
	選挙管理委員会の生徒が研修で配付する資料や台本を作成できるよう、必要な支援を行う。
	選挙管理委員会の生徒による事前学習会が円滑に進むよう、必要な支援を行う。
研修	選挙管理委員会の生徒が講師役となって研修を実施できるよう、必要な支援を行う。【本時】
事後指導	全体研修を踏まえ、今後実施する生徒会役員選挙やその後に予定されている国政選挙に対して、自分自身がどのように臨むべきかについて考えを深める。

生徒が作成した資料を市選挙管理委員会に送付して、資料確認と研修の進め方について指導助言を得る。

## (5) 学習の流れ(1時間)

学習活動	指導上の留意事項 (◇)	評価規準〔観点〕 (評価方法)
<b>導入</b> 全校研修の目的を確認する。 ・進行役の生徒が、「今日は、生徒全員で目前に迫った選挙について考えたいと思います。」と呼びかけ、めあてを示す。	◇18歳選挙に向けた啓発研修を生徒会活動として実施することで、投票と選挙活動に対する正しい知識の定着を図るとともに、生徒の主体的な活動の機会とすることを、進行役の呼びかけにより確認させる。	研修終了後、教師が生徒のまとめを集約して、他の生徒の意見に触れる機会を設ける。そのことで、生徒は、自分の考えを深め、新たな視点を得ることができる。  ・選挙運動や投票行動に着目するとともに、望ましい政治参加の在り方について考察しようとしている。 [関心・意欲・態度] (ワークシート)
<b>18歳選挙がやってくる！ 選挙運動って？ 選挙って？ どうしたらいいんだろう！？</b>		
<b>展開1</b> 選挙運動におけるQ&A (6問) ・例えば、「インターネットで候補者のHPを調べその政策に共感したのでTwitterでつぶやいた。」という問いかけをする。 ・進行役の生徒が投げかける問いに対して、○か×かを考える。その際、なぜそれを選んだのかという理由も書く。 ・進行役の生徒は、一般の生徒や回答役の生徒(選挙管理委員)を指名し、回答を引き出す。 ・回答役の生徒(選挙管理委員)は、単に正答を答えるのではなく、事前学習会で学んだ多くの高校生が陥りやすい誤りを踏まえて、なぜいけないのかという理由が意識できるよう回答する。 ・進行役の生徒は、生徒の回答後、正解と解説を発表する。	◇ワークシートのクイズ項目は、選挙管理委員会の生徒(3年)が、副教材の「投票と選挙運動等についてのQ&A」から、話し合いを重ね本校生徒にふさわしいものを選択させる。  ◇解説を含めた進行シナリオは、進行を担当する選挙管理委員に作成させ、本研修担当の教員のアドバイスを受けて完成させる。 ◇進行のための提示資料とワークシートは、市選挙管理委員会の助言を踏まえて校内の選挙管理委員に作成させ、本研修担当の教員のアドバイスを受けて完成させる。内容については、地理歴史、公民科の教員が確認する。	
<b>展開2</b> 投票に関するQ&A (3問) ・例えば、「けがをして入院中です。投票に行けません。どうしたらいいですか。」という問いかけをする。 ・展開1と同様に、進行役の生徒が投げかける問いに対して、全校生徒が○か×かを考え、その理由も書く。		
<b>展開3</b> 生徒個人によるまとめ ・全校研修を振り返り、考えたことや感じたことをワークシートに記す。	◇今日の研修により分かったことだけでなく、この研修により新たに感じた疑問などを、積極的にワークシートに記入させる。	
<b>生徒のまとめ例</b> ○ 今まで選挙について分からないことが多かったが、自分で調べて発表することで理解が深まった。 ○ 選挙に関するSNS(会員制交流サイト)の使い方などがためになった。ぜひ国政選挙の投票に行きたい。 ○ 国政選挙では、候補者のことをよく調べて投票に行きたい。		
<b>まとめ</b> ～選挙管理委員会から～ ・代表生徒が全校生徒に対し、「地域や社会の未来を良くして行くためには、私たち一人一人が、いろいろな立場の意見を聴き比べ、自分自身の考えを持ち、自信を持って一票を投じることが大切ではないか」という思いを投げかける。	◇体育館入口に、実際の選挙で使用されている記載台・投票箱を展示することで、国政選挙や地方選挙に向けての意識を高め、主権者としての実感を持たせる。	

(6) 教材・資料等

**18歳選挙がやってくる！ 選挙運動って？ 投票って？ どうしたらいいんだろう！？**

問1 「選挙運動」について、次の(1)～(6)の行動は、「○問題ない！」ですか？「×選挙法違反！」ですか？その理由も考えて記入しよう。

- (1) 選挙が始まり、ある候補者への投票を呼びかけるチラシを家々のポストに入れるアルバイトをしようと思います。

--	--

- (2) インターネットで候補者のHPを調べ、その政策に共感したので、Twitterでつぶやきました。

--	--

- (3) インターネットで候補者のHPを調べ、その政策に共感したので、友人にメールで発信しました。

--	--

- (4) 友人から「ジュースをおごるから、次の選挙で○○候補者に投票してくれ。」と言われました。

--	--

- (5) 実際の選挙に合わせて授業で「模擬投票」に取り組みました。その結果を他校の知り合いに教えたくて、Twitterを利用しました。

--	--

- (6) 政治活動に取り組む知り合いから「部活動の名簿、友人の連絡先リストが欲しい」と頼まれました。

--	--

問2 「投票」について、次の(7)～(9)は、「○大丈夫、投票できる！」ですか？「×残念、投票できない！」ですか？その理由も考えて記入しよう。

- (7) 投票日の日曜日は、部活動の試合があり投票に行けません。どうしたらいいですか。

--	--

- (8) けがをして入院中です。投票に行けません。どうしたらいいですか。

--	--

- (9) 家に届いた「投票所入場（整理）券」をなくしてしまいました。どうしたらいいですか。

--	--

問3 今日の学習を通して、考えたことを記入しよう。

--

**○本事例のポイント**

全校生徒を対象とした研修を、教員の支援や市選管職員の助言を得ながら、選挙管理委員会の生徒が主体的に進めることで、研修を行う側の生徒も研修を受けた側の生徒もお互いに学びを深め、「主権者としての自覚」を高めることができる好事例と言えます。

**○更に発展させるために・・・**

今回のLHRで育まれた「主権者としての自覚」が、各教科や総合的な学習の時間の内容と関連付けられることによって、生徒の政治的教養がより一層高まることが期待されます。そのためには、各教科等の内容を関連付け、可視化することができる年間指導計画の充実が重要です。



# 特別支援学校における特別活動（ホームルーム活動）の事例

## 1 指導計画

- (1) 学年 高等部第3学年  
 (2) 単元名 私たちの暮らしと選挙  
 (3) 単元の目標 選挙や税金について学び、模擬選挙等を行うことを通して、日々の生活の中に課題を見だし、自分たちの暮らしをよりよくするための具体的な方法を考えることができる。  
 (4) 単元指導計画(全3時間)

時	主な学習活動
1	「私たちが拓く日本の未来」（副教材）を活用し、法律や政治の仕組みについて知り、分かったことや疑問に思ったことを複数発表する。
2	架空の選挙公報を読んだり、選挙演説のビデオを視聴したりしたうえで、模擬選挙を行い、投票のきまりや方法、選挙の意義等を理解し、投票の在り方について考える。【本時】
3	税金について学習し、予算の活用方法を具体的に考えることを通して、納税者としての意識を高める。

- (5) 本時の目標 ①選挙公報や選挙演説ビデオから投票する理由を考え、その理由を説明することができる。  
 ②選挙の意義、仕組みを理解することができる。

★＝障害特性に応じた指導の工夫

## (6) 学習の流れ(2時間目/全3時間)

学習活動	指導上の留意事項 (◇)	評価規準〔観点〕 (評価方法)
<p>導入 課題意識を持つ。                      ・「私たちの住む町にあったらいいな」と思う施設・制度等について、例示をもとに考える。</p> <p>・めあての確認をする。</p> <p style="text-align: center;">私たちが住む〇〇市をもっと住みやすくすることのできる候補者は誰だろうか。</p>	<p>◇校外学習（市役所見学、市議会見学）を振り返り、運動公園設置、医療費軽減、福祉サービス充実など、卒業後に深くかかわるものを想起させ、具体的なイメージを持たせる。</p> <p>◇政策や制度は選挙で当選した議員が議会で話し合いながら決めていることを確認し、私たちの暮らしと選挙が密接にかかわっていることを押さえる。</p>	<p>★具体的なイメージをもちやすいよう、実際の経験と関連付ける。</p>
<p>展開1 模擬市長選挙の演説ビデオを視聴し、投票する候補者を考える。</p>	<p>◇生徒が集中しやすいよう、教員扮する候補者の演説ビデオを視聴させる。</p> <p>◇演説内容の概要を、生徒の理解に合わせた言葉やイラストを用いて示した選挙公報を使用し、投票する候補者を考える参考にさせる。</p>	<p>★集中しやすいよう、知った教員が登場したり、ビデオを視聴したりする。</p>
<p>展開2 投票所を実際に確認するとともに、資料を見ながら、投票の流れを確認する。</p>	<p>◇市選挙管理委員会の協力を得て、実際の投票所に近い環境を作るとともに、実際の動きを1つ1つ確認させる。また模擬選挙の流れを示した資料も確認させる。</p> <p>◇投票の秘密保持について、尋ねられた際の対応など実際に体験させながら理解させる。</p>	<p>★個々の実態に応じて話の内容を言い換えたり、イラストを活用したりする。</p>
<p>展開3 投票方法を守り、順番に投票する。</p>	<p>◇投票方法を守ることができているか見守り、守ることができていない場合は、指さし等で気付かせるようにする。</p> <p>◇投票用紙は、生徒の理解に合わせて、候補者の氏名を記入する用紙と、候補者の顔写真にマルをしたり、シールを貼ったりすることができる用紙を用意する。</p>	<p>★動き等を1つずつ丁寧に伝える。また、困った際に自ら振り返ることができるよう資料配付する。</p>
<p>まとめ 開票結果を聞いた感想や卒業後の選挙について意見を出し合う。</p>	<p>◇発表の話型を板書したり、振り返るためのワークシートを生徒の理解に合わせて活用させたりする。</p>	<p>★話型やワークシートを活用して意見等を言うことができる。</p>
<p>生徒のまとめ例                      投票は緊張しました。今日は、私が投票した人が選挙に当選しなかったのは残念ですが、実際の選挙があるときには、福祉サービスがもっとたくさん利用できたり、無料でバスに乗ることができたりするなど、今より住みやすい町にしてくれる人に投票したいです。</p>	<p>◇自ら考え、判断して説明できたことを賞賛し、自信がもてるようにする。</p>	<p>・演説内容を理解した上で投票したことについてどのような感想や意見をもったかを説明できる。〔思考・判断・表現〕(発言)</p>
<p>★学校の取組や生徒の様子を保護者に伝えるなど、家庭等と連携して取組を進める。</p>		

(7) 教材・資料等

**模擬選挙のながれ**

- 投票は4人ずつします。他の人は順番が来るまで廊下で待ちます。投票所入場整理券（選挙のお知らせ）を入口で受付（先生）にわたします。
- 受付で投票用紙を受け取ります。
- 記載台で3人の中から1人選んで候補者名を書きます。  
(ひらがなでもOKです！)

**注意！守ること！**  
※誤字・脱字・余計なものを書く等すると無効になります！

- 投票用紙を2つおりにして投票箱に入れます。
- しずかに出口から退室する。一人が退室したら次の人が入ります。

- ★番号をつけて順番を明確化する。
- ★生徒の立場から簡潔な表現で示す。
- ★図を入れる。
- ★注意事項も予め記載する。
- ★必要に応じて振り仮名をつける。

- ★注目しやすいように写真を入れる。
- ★選択しやすい党の名称を使用する。
- ★バス無料など、関心を持ちやすい主張を示す。
- ★ビデオ視聴に配信し、内容の理解を深める。

## 〇〇市長候補者模擬選挙公報

**公約の**  
消費税20%で福祉の充実を！  
人口が減少している今！今も未来も安心して住めるような思いやりのある町づくりを目指します。

**公約の**  
バスの無料化！  
バスを無料化することで人の動きをスムーズにします。他の地域から来る人を増やして、良いところをアピールし、働く場所を増やします。

**公約の**  
医療費・教育費（高校まで）無料！  
安心して子どもを育てられることを目指して無料にします。お年寄りの方や病気を抱えている方の負担が楽になります。介護サービスを増やし、雇用も生み出します。

**公約の**  
農家カフェ開店！  
自然の中でみんなが和めるカフェをつくって、農村に人を呼びます。託児所等も増やし、自然の中で子育てできるようにします。果物、米等をブランドとして全国に売ります。

**公約の**  
民謡手巾着・タオル製造を  
広島空港に隣接！  
〇〇からロケットが上がるのを見たくないですか？これが実現すれば雇用が増えるだけでなく、広島空港の利用者も増えます。

**公約の**  
田舎で泥りんピクニック！  
〇〇の〇〇を世界の人とおどろけ、盛り上げます。泥りんピクニックを行い、田舎に人を呼び込みます。

**公約の**  
〇〇世界大会！  
田舎で泥りんピクニック！  
〇〇の〇〇を世界の人とおどろけ、盛り上げます。泥りんピクニックを行い、田舎に人を呼び込みます。

**公約の**  
税金は安い方がよい！  
沢山の人がいっつも安い物は安い方がよい！でも将来の年金や医療費に不安がある方のために、これ以上税金を増やせずに将来の自分や子ども達のために消費税を使います。

**公約の**  
駅前子どもが集まる・遊ぶ・学ぶ場所  
まわって遊園地のような遊具や簡単なスポーツをする場、小規模な畑、池、砂場を作り、子ども達が集まり、遊び、学ぶ場所をつくりたいです。〇〇の商品を売る店をつくり、〇〇をアピールします。

**公約の**  
税金は安い方がよい！  
沢山の人がいっつも安い物は安い方がよい！でも将来の年金や医療費に不安がある方のために、これ以上税金を増やせずに将来の自分や子ども達のために消費税を使います。

**公約の**  
消費税10%で  
フランスのとれた政治を目指す！  
フランスのとれた政治を目指す！  
フランスのとれた政治を目指す！

### 投票日 1月23日 (土)

平成28年1月18日執行  
〇〇模擬選挙管理委員会

○本事例のポイント

選挙公報や複数の投票用紙を用意して適宜活用させたり、選挙管理委員会と連携して実際の投票と近い環境を設定したりするなど、障害特性に応じて、自分で判断して模擬投票できるように工夫された好事例と言えます。

○更に発展させるために・・・

模擬投票することで、自分の意見が町づくりや福祉サービス等に反映されることに気付いた生徒も多くいたようです。本授業を、生徒会選挙や実際の選挙等につなげていくためにも、他者の意見をしっかり聞いて自分の考えをもち、その理由を説明させる学習活動をいろいろな教科等で取り入れていくことが大切です。



## 総合的な学習の時間の学びを活かした取組

政治的教養の教育を学校全体の取組にするためには、どのようなことが考えられるだろうか。この疑問に対して、御調高等学校は、総合的な学習の時間を中心とした取組を行っている。

御調高等学校では、各教科、総合的な学習の時間、地域での実践の3つを柱として、物事をグローバルな視野から自分自身の問題として捉え、主体的に生きようとする生徒を育成している。生徒は、御調地域の持続可能性を意識して、地域の持つ課題の解決に向けて主体的に判断する取組を継続的に行っており、この取組と連動させて、政治的教養の教育を行っている。

具体的には、総合的な学習の時間で考えてきた地域活性化プランを活用し、「御調活性化を目指して、御調わくわく町づくり実行委員長を選出しよう」というテーマで、3人の教員が候補者となり、演説を行う。生徒は、グループに分かれ、演説内容等の疑問点等を協議する。次に候補者役である教員に対して、質疑応答を行う。その後、選挙管理委員会職員との立会いで、実際の投票箱等を使って、模擬投票を行うことで、臨場感のある意思決定を行っている。その後さらに意思決定を踏まえた協議、振り返りを行っている。

地域活性化をテーマとした総合的な学習の時間の学びに、政治的教養の教育を連動させることで、多くの教員が指導に関わりやすくなる。また、選挙管理委員会等の関係機関との連携も一体的に行うことで、有権者となることの責任や、政治や選挙への参画についての意識を高める一助となっている。

### ①目標の共有

授業や総合的な学習の時間で培ってきた議論する力を活用して投票について学ぶことを伝える。



### ②協議Ⅰ

地域を活性化させるために何が問題なのか話し合う。



⑥市選管職員による開票・解説  
一連の取組の中で行われた意思決定や討議について振り返る。



### ③立会演説会

候補者役の教員が地域活性化のための演説を行い、争点を明確にする。

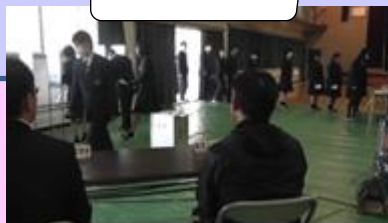


### ⑤協議Ⅱ

地域を活性化させるために有権者としてできることについて話し合う。



### ④模擬投票



活発な質疑応答が行われているね。





## 第Ⅳ章 Q & A 集

次のQ & Aは、教務主任研修等で県立学校から寄せられた質問のうち、特に問い合わせの多かった質問とその回答を掲載しています。

- Q 1 政治的教養を育む教育とは、どのような教育ですか。
- Q 2 政治的に対立する見解がある現実の課題の中には、現に国会等で法律案等が審議されているような課題がありますが、そのような課題を指導で取り上げる際に留意すべき点は何でしょうか。
- Q 3 授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいでしょうか。
- Q 4 政治的教養を育む教育を行う際に、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒がいる場合に、生徒の指導に当たってどのような点に配慮すべきでしょうか。
- Q 5 我が校には外国籍の生徒がいますが、政治的教養を育む教育を進める上での留意点はあるのでしょうか。
- Q 6 選挙運動期間中の授業において、生徒から「先生は、今度の選挙でどの候補者に投票するのか」という質問がありました。どのように対応すればよいでしょうか。
- Q 7 選挙運動期間中の授業において、各党の政策をまとめた冊子状の公約集を生徒に理解させるために、教員がそれを要約して教材化してもよいでしょうか。
- Q 8 選挙終了後、生徒に対して、誰に（どの政党に）投票したかをたずねることはできますか。
- Q 9 不在者投票とは、どのような投票のことですか。
- Q 10 期日前投票とは、どのような投票のことですか。
- Q 11 ある生徒が「投票日当日や平日の放課後も部活動があるため、投票には行けません。でも投票はしたいので期日前投票に行くつもりです。平日の午後から公欠にしてください」と申し出ました。どのように対応すればよいのでしょうか。
- Q 12 生徒が公職選挙法等に違反していると考えられる場合、どのように対応すればよいでしょうか。
- Q 13 私は 18 歳です。今回の選挙で応援したい候補者がいるのでインターネットを使った活動をしようと思います。どのような活動ができますか。また、インターネットを使った活動を行う場合に注意する点があれば教えてください。
- Q 14 選挙運動期間中に、ある候補者への投票を呼びかけるチラシを配るアルバイトを行ってもいいですか。
- Q 15 高校卒業後、引っ越して 3 か月経っていない場合、投票に行くことができますか。

**Q 1 政治的教養を育む教育とは、どのような教育ですか。**

A 政治的教養を育む教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要となる主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していく資質や能力を育むために行われる教育です。その指導の中で、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力などの資質・能力を育むことを目指しています。

**Q 2 政治的に対立する見解がある現実の課題の中には、現に国会等で法律案等が審議されているような課題がありますが、そのような課題を指導で取り上げる際に留意すべき点は何でしょうか。**

A 政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる際の留意点についてですが、現実の具体的な政治的事象の中には、現に国会や地方議会で関連する法律案や予算案、条例案が審議されている事柄があります。

そのような事柄は、国民や地域住民を代表する国会等において様々な論点について議論が行われており、その中で、当該政治的事象に対する多様な見解が提示されたり、新たな論点が生じたりする場合があります。

そのため、そのような事柄を取り扱うに当たっては、学校の政治的中立性を保ちつつ、生徒が個人として多様な見方や考え方の中で自分の考えを深めるとともに、学級内で冷静で理性的な議論が行われるよう留意することが求められます。

具体的には、一つの主張に誘導することを避け、生徒の議論がより深まり、議論の争点についてその背景や多様な意見が見出せるよう、国会等において議論となっている主要な論点について、対立する見解を複数の新聞や国会等における議事録等を用いて紹介することなどにより、偏った取扱いとならないように留意するとともに、新たに生じた重要な論点についても取り扱うことが求められます。

**Q 3 授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいでしょうか。**

A 政治的教養を育む教育に取り組むに当たってどのような情報を取り上げるかは、当該授業のねらいやそれに基づく必要性に照らして検討することが求められますが、種々の見解を取り上げる際に、現実に存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れることは、指導内容によって考えられることです。

現実に存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れるに当たっては、一つの政党についてのみ取り上げるということは避け、授業のねらいに照らした理解が可能となるよう複数の政党の主張を並列して紹介するなど、適切に指導を行うことが求められます。

Q 4 政治的教養を育む教育を行う際に、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒がいる場合に、生徒の指導に当たってどのような点に配慮すべきでしょうか。

A 政治的教養を育む教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として行われるものです。その指導の中で、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力などの資質・能力を育むという点で、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒を区別する必要はありません。

しかしながら、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒は、選挙権の有無や公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど法律上差異があることを理解させ、満 18 歳以上の生徒が、同じ高校生という理由で満 18 歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要があります。

特に、選挙運動期間中等に満 18 歳以上と満 18 歳未満の生徒が混在する第 3 学年等を対象とした授業において、政策について議論させる学習を行う場合は、次の点に留意することが必要です。

① たとえ教育的なねらいがあつたとしても、選挙運動期間中等に満 18 歳未満の生徒が満 18 歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合などには、公職選挙法上、満 18 歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあること。

② 満 18 歳以上の生徒に対し、教員が授業において生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があること。

このため、満 18 歳以上と満 18 歳未満の生徒が混在する第 3 学年等において、例えば、実際の選挙に則して模擬選挙を実施する際（過去の選挙に則する場合も含む）には、選挙運動期間中等に、特定の候補者や政党への生徒の支持や不支持を明らかにするような学習活動を行うことは困難が生じることが想定され、慎重な対応が求められます。

Q 5 我が校には外国籍の生徒がいますが、政治的教養を育む教育を進める上での留意点はあるのでしょうか。

A 政治的教養を育む教育は、学校教育の一環として行われるものであり、選挙権の有無や国籍の違いにかかわらず、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力を育む指導を行うことは重要です。

なお、外国籍の生徒についても、日本国籍の生徒と同様に、満 18 歳未満の生徒は公職選挙法上、選挙運動に当たる行為を行うことはできません。また、外国籍の満 18 歳以上の生徒は選挙運動に当たる行為を行うことができますが、場合によっては、出入国管理及び難民認定法第 24 条（退去強制）等の適用を受けることがありますので、これらの点に留意することが必要です。

**Q 6 選挙運動期間中の授業において、生徒から「先生は、今度の選挙でどの候補者に投票するのか」という質問がありました。どのように対応すればよいでしょうか。**

A 教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生徒に大きな影響を与える立場にあることから、避けることが必要です。

さらに、生徒から教員の主義主張を尋ねるような質問がある場合には、慎重に対応し、必要に応じて、授業のねらいを踏まえつつ、学校における政治的教養を育む教育は、議論の下で生徒の考えをまとめていくようなプロセスが重要であること、また、公職選挙法等の法令に基づき行われるべきものであることなどについて、生徒に理解させることが求められます。

なお、選挙運動期間中等に生徒に対して指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げたりすることのないよう特に留意することが必要です（公職選挙法関連部分抜粋 p 60 参照）。

**Q 7 選挙運動期間中の授業において、各党の政策をまとめた冊子状の公約集を生徒に理解させるために、教員がそれを要約して教材化してもよいでしょうか。**

A 各党の政策をまとめた冊子状の公約集は、選挙運動期間中は、一定の場所でしか頒布することができず、高等学校の教育活動において学校が配布することは公職選挙法第 142 条の 2 に違反するおそれがあります。そのため、公約集を学習活動で活用する際には、生徒が自ら街頭演説等の場で入手したり、ホームページ上からダウンロードして入手したりする必要があります。

また、新聞社等が作成する各党の政策が記載された選挙関連のサイト（いわゆる「まとめサイト」）は、一般的には選挙運動のために使用する文書図画には当たらないと考えられます。そのため、教員が生徒に対し、そのようなまとめサイトを印刷し、配布することは直ちに規制されるものではないことから、このような取扱いをすることも考えられます。

なお、報道機関ではなく、教員が各政党の主要な部分における主張をまとめるような場合、各政党の主張を平等にまとめない限り、選挙運動のために使用する文書図画と認められるおそれがあります。また、平等にまとめ、選挙運動用文書図画と認められない場合であっても、それをプロジェクター等で投影し、生徒に見せる場合には、各政党の主張を平等に扱わない限り公職選挙法第 146 条に違反するおそれがあります。

さらに、投影や印刷において特定の政党部分のみを目立たせるようにしたり、特定の政党を強調しているサイトを利用したりすることは選挙運動のために使用する文書図画に当たる場合も考えられることから、そのような行為は避ける必要があります。

**Q 8 選挙終了後、生徒に対して、誰に（どの政党に）投票したかをたずねることはできますか。**

A できません。公職選挙法第 226 条第 2 項では、公務員等が選挙人に、その投票しようとし又は投票した被選挙人等の表示を求めることを禁止しています（公職選挙法関連部分抜粋 p 61 参照）。

Q9 不在者投票とは、どのような投票のことですか。

A 不在者投票とは、仕事や旅行などで、選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市区町村に滞在している人が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行う投票や、指定病院等に入院等している人などが、その施設内で行う投票のことなどをいいます。

また、選挙日には満18歳を迎えるが、選挙期日前においては未だ満17歳である人は、満18歳になるまでは選挙権を有せず、期日前投票をすることができません。このような場合には、不在者投票を名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会において投票することができます。

なお、名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会において不在者投票をする場合、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に、直接又は郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。（各市区町村の判断で、オンライン請求も可能となっています。）この場合、どこで投票したいかを伝えます。その後、交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

詳しくは、市区町村の選挙管理委員会に確認してください。

#### 【選挙のマメ知識】



こんなときは、どうしたらいいの？

① 投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等のある人は

期日前投票制度

② 仕事や進学で、住民票とは異なる市町村に滞在している人は

不在者投票制度

※ 選挙で投票するためには、3ヶ月以上お住まいの市区町村の住民基本台帳に記録された上で、選挙人名簿に登録されることが必要です。

新入学、就職、転勤等でお住まいを移された場合は、市区町村へきちんと住民票の届出をしましょう！

③ 仕事や留学などで、海外に住んでいる人は

在外選挙制度

④ 手に怪我をしまして字が書けない場合は

代理投票制度

（選挙出前講座テキスト（高等学校編）「to the NEXT Generation! 主権者として期待されるみなさんへ」（広島県明るい選挙推進協議会 広島県選挙管理委員会）による。）

Q10 期日前投票とは、どのような投票のことですか。

- A 期日前投票とは、選挙期日（投票日）に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務がある人が、選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、各市区町村に1カ所以上設けられる期日前投票所において、原則、午前8時30分から午後8時までの間に行う投票のことをいいます。当日投票の例外である不在者投票と異なり、期日前投票は、選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票（いったん投函すると投票が確定する）となるため、基本的な手続きは選挙期日の投票所における投票箱に投函する投票と同じ方法となります。

Q11 ある生徒が「投票日当日や平日の放課後も部活動があるため、投票には行けません。でも投票はしたいので期日前投票に行くつもりです。平日の午後から公欠にしてください」と申し出ました。どのように対応すればよいでしょうか。

- A 期日前投票の制度を活用することで、期間内に投票することが適切であり、公欠を認めることは基本的に考えられません。

期日前投票は、選挙期日の前日までの間、原則、午前8時30分から午後8時までの間に行うことが可能です。学校においては、生徒の自宅に届いている投票所入場（整理）券などで期日前投票の時間や場所を生徒に確認させ、部活動休養日を活用させるなどして、生徒が平日の放課後に期日前投票に行くことができるよう、環境づくりに努めてください。

なお、投票日当日に投票することが困難であり、かつ公示日又は告示日の翌日から投票日の前日までの間の放課後に期日前投票や不在者投票を行うことが現実的に困難であると考えられる場合には、広島県立学校管理提要に記載されている「児童、生徒の特別欠席の取扱いについて」を根拠に、校長の判断で、必要と認められる期間（日又は時間）を特別欠席とすることはできます。

Q12 生徒が公職選挙法等に違反していると考えられる場合、どのように対応すればよいでしょうか。

- A 学校教育の役割としては、まずは、生徒が公職選挙法等に違反することがないように、高校生向け副教材を活用しつつ、公職選挙法等に関する正しい知識についての指導を行うことが重要です。

しかし、万一、生徒が公職選挙法等に違反していると考えられる事態が発生した場合には、警察等の関係機関と適切に連携することになります。基本的には、法の執行に関しては関係機関に委ねつつ、学校としては、生徒指導上の課題として捉えた際に必要と考えられる指導を行っていくことが求められます。

Q13 私は 18 歳です。今回の選挙で応援したい候補者がいるのでインターネットを使った活動をしようと思います。どのような活動ができますか。また、インターネットを使った活動を行う場合に注意する点があれば教えてください。

A 選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）内にしか行うことができません。したがって、選挙運動期間内において、満 18 歳以上の者であれば、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINE などのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができます。

例えば、自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込んだり、他人の選挙運動の様子を動画共有サイトなどに投稿したり、他人の選挙運動メッセージを SNS などで広める（リツイート、シェアなど）ことなどできます。

ただし、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行う場合、電子メールアドレスやその他その人に連絡するために必要となる情報（ツイッターのユーザー名や返信用フォームの URL 等）を表示することが義務付けられています。

一方、電子メールを利用する選挙運動は、候補者や政党等のみに限られ、満 18 歳未満の者だけでなく、満 18 歳以上の者も行わないので注意が必要です。また、候補者や政党等から来た選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することも禁止されています。

さらに、ウェブサイト上に掲載・電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布・掲示することはできません。

Q14 選挙運動期間中に、ある候補者への投票を呼びかけるチラシを配るアルバイトを行ってもいいですか。

A 候補者への投票を呼びかけるチラシ（選挙運動用ビラ）を配ることは、他の者から指示されたとおりに機械的に行ったとしても、選挙人に接触するため選挙運動になりますので、満 18 歳未満の者が行うことは禁止されます。また、配ることができる選挙も限られ、配ることができる場所も演説会場内や街頭演説の場所等に限られるため、例えば、チラシを選挙人の家のポストに入れるような配り方はできませんので、満 18 歳以上でも注意が必要です。

また、チラシを配る者が、報酬を受け取ることはできません。公職選挙法では、選挙運動は原則として自発的に無報酬で行うものであるとされており、選挙運動に従事する者に対する報酬は、選挙運動に関する事務に従事する者、選挙運動用自動車での車上運動員、手話通訳者や要約筆者に対するものを除き、買収罪に当たるおそれがあります。

なお、公職選挙法に規定されている範囲内で交通費などの実費を支払うことはできるため、こうしたものを受け取ることはできます。

Q15 高校卒業後、引っ越して3か月経っていない場合、投票に行くことができますか。

A 旧住所地で3か月以上居住していれば、選挙の種類によっては選挙権があるので、投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます（転居に伴う選挙権を参照）。また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

不在者投票を行うためには、まず、旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接又は郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。その後交付された投票用紙などを持参して、新住所地の市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

詳しくは、市区町村の選挙管理委員会に確認してください。

※ 転居に伴う選挙権

衆議院議員及び参議院議員の選挙…転居しても選挙権は失われない。

都道府県議会議員及び長の選挙…他の都道府県に転居した場合、選挙権を失う。

市区町村議会議員及び長の選挙…他の市区町村に転居した場合、選挙権を失う。



## 第Ⅴ章 関連通知等

- 1 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的  
活動等について  
(平成 27 年 10 月 29 日付通知)
- 2 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的  
活動等について（通知）」に関する Q & A（生徒指導関係）
- 3 「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめの策定について  
(平成 28 年 6 月 20 日付通知)
- 4 学校における補助教材の適正な取扱いについて  
(平成 27 年 3 月 4 日付通知)
- 5 指導上の政治的中立の確保等に関する関係法規
  - (1) 教育基本法等関連部分抜粋
  - (2) 公職選挙法関連部分抜粋



27文科初第933号  
平成27年10月29日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿



文部科学省初等中等教育局長  
小松 親 次

(印影印刷)

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等  
の生徒による政治的活動等について（通知）

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習

得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利を行使することができよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとり適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等による具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するため政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を

### 第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決めていく政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づきのものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成すべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされられていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

#### 【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。

2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

行うこと。  
指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法を、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育てることが求められる、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通じて、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるような取扱いを留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から築出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立つて生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないよう、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

担当：文部科学省初等中等教育局 (代表) 03-5253-4111
・本通知に関する一般的な問合せ、生徒の政治的活動等に関すること 児童生徒課 企画係 (内線2559)
・政治的教養を育む教育に関すること 教育課程課 教育課程総括係 (内線2075)
・教員の政治的中立性に関すること 初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)

## 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」に関するQ&A（生徒指導関係）

### 学校の構内における生徒の政治的活動

- Q 1. 学校の構内における生徒の活動について、選挙運動を含め規制できる法的根拠は何ですか。
- Q 2. 通知では、放課後や休日等における、学校の構内における生徒の政治的活動等については、学校教育上の支障が生じないよう制限又は禁止することが必要とされていますが、どのような場合に学校教育上の支障が生じることが想定されますか。
- Q 3. 前述のような教育上の支障を生じさせないようになすため、校則や懲戒の在り方に関する留意点としてどのようなことがありますか。
- Q 4. 生徒から、デモ参加の打合せのために放課後、休日に空き教室を使用したい旨申入れがあった場合、使用を許可することは適切でしょうか。
- Q 5. 「選挙運動、政治的活動、投票運動は構内では禁止する」と学校が校則等で定め生徒を指導することはできますか。

### 学校の構外における生徒の政治的活動

- Q 6. 学校の構外で行われる生徒の政治的活動等について制限又は禁止することが必要とされる「違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合」とは、どのような場合が想定されますか。
- Q 7. 放課後、休日等に学校の構外で行われる生徒の政治的活動等について、適切な指導を行うことが求められる「生徒が政治的活動等に熱中する余地、学業や生活などに支障があると認められる場合、又は他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどとして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合」とは、どのような場合が想定されますか。
- Q 8. SNS等による生徒のコミュニケーションや学校外の生徒の活動について、学校はどこまで実態把握を求められますか。
- Q 9. 放課後、休日等に学校の構外で行われる政治的活動等について、届出制とすることはできますか。
- Q 10. 放課後、休日等に生徒が校門を出たところ等で政治的活動等を行うことについて、どのように考えればよいですか。

### インターネットを利用した生徒の政治的活動

- Q 11. インターネットを利用した選挙運動は、どのような場合に公職選挙法違反となりますか。
- Q 12. 公職選挙法上、SNSを利用した選挙運動（リツイート・シェア等）は可だが、電子メールを利用しての選挙運動は不可であることについて、どのように説明すればよいですか。
- Q 13. インターネットを利用した生徒の政治的活動のうち、許される行為と許されない行為はどのようなものがありますか。

### 違反行為が行われていた場合について

- Q 14. 公職選挙法に違反する行為をした場合、どのような刑事罰が科されるのですか。
- Q 15. 生徒が公職選挙法等に違反していると考えられる場合、学校はどのように対応すればよいでしょうか。停学や退学といった懲戒処分の対象としてもよいでしょうか。

### その他

- Q 16. 生徒の政治的活動等に対する指導等において、公立と私立の違いはありますか。それはどのような法的根拠によるものですか。
- Q 17. 通知上、住民投票における投票運動と憲法改正国民投票運動の扱いが異なる理由を教えてください。
- Q 18. 投票日当日に学校行事がある場合に、投票を理由とした公欠を認めることは考えられますか。
- Q 19. 選挙期間中に海外に留学している生徒への対応についてどのように考えればよいでしょうか。
- Q 20. 公立と私立の教員の政治的行為に関する法的制限の違いについて、具体的に教えてください。

※以下、単に「通知」とする場合は、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成27年10月29日初等中等教育局長通知）を指す。

## 学校の構内における生徒の政治的活動

**Q 1. 学校の構内における生徒の活動について、選挙運動を含め規制できる法的根拠は何ですか。**

A. 学校教育法第5条にあるとおり、学校は設置者が管理するもの（設置者管理主義）。学校の設置者は、学校の物的管理（校舎をはじめとした施設の管理を含む。）や運営管理（児童生徒の管理を含む。）などに必要な行為をなす得るものと解されます。学校の学校施設を学校教育目的以外で使用することについては、法令の規定に基づく場合や、学校教育上支障がないと管理者の同意がある場合に認められます（学校教育法第137条）。

学校管理規則等により、その管理について委任を受けた学校校長も同様に学校の物的管理や運営管理を行うことができます。

（参考）学校教育法（昭和22年法律第26号）

第5条 学校の設置者は、その設置する学校の管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

**Q 2. 通知では、放課後や休日等における、学校の構内における生徒の政治的活動等については、学校教育上の支障が生じないよう制限又は禁止することが必要とされていますが、どのような場合に学校教育上の支障が生じることが想定されますか。**

A. 例えば、以下のような場合が想定されます。

【学校施設の物的管理の上での支障があると認められる場合】

◆ 部活動による利用があらかじめ決まっている日に、生徒が体育館を用いて集会を開催しようとするなど、本来の教育活動による施設の利用の妨げとなる場合

◆ 施設を管理する人員が確保できない日に、生徒が体育館を用いて集会を開催しようとするなど、施設の管理者として、責任をもって施設と利用者の安全を確保することができない場合

【他の生徒の日常の学習活動等への支障があると認められる場合】

◆ 生徒が放課後に校庭でマイクとスピーカーを用いて演説会を行おうとしたところ、自習している他の生徒を妨げることになる場合

【その他教育を円滑に実施する上での支障があると認められる場合】

◆ その他、放課後、休日の空き教室等の使用を許可するか検討するに当たっては、学校施設の目的外使用として適切かを学校管理規則等に沿って御判断いただくこととなります。

以上の例のような教育上の支障があると認められる状態を生じさせないよう、学校は、適切な施設管理や生徒指導を行う必要があります。

**Q 3. 前述のようないかなる教育上の支障を生じさせないようにならなければならないか。**

A. （校則等について）  
校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものです。判例上、学校は教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において校則を制定し、生徒の行動などに一定の制限を課すことができると解されています。

公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下、「改正法」という。）の施行以前にあって、学校等においては、教育上の支障を生じさせないようにする観点から、校則等により、学校の構内における文書図画の頒布や集会の実施を学校の許可等にかからしめることとしていた例があります。従来判例においては、こうした校則等は認められているところであり、改正法の施行後においても、学校の構内に関して、この基本的な考え方は変わるものではないと考えられます。

（参考1）麹町中学校内申書事件判決（抄）（最高裁昭和63年7月15日）

表現の自由といえども公共の福祉によつて制約を受けるものであるが（中略）、前記の上告人の行為は、原審の適法に確定したところによれば、いずれも中学校における学習とは全く関係のないものであるとあり、かかるビラ等の文書の配付及び落書を自由とすることは、中学校における教育環境に悪影響を及ぼし、学習効果の減殺等学習効果をあげる上に於いて放置できない弊害を発生させる相当の蓋然性があるものというこ

とができるのであるから、かかる弊害を未然に防止するため、右のような行為をしないよう指導説得することをほろろん、前記生徒会規則において生徒の校内における文書の配付を学校当局の許可にかからしめ、その許可のない文書の配付を禁止することは、必要かつ合理的な範囲の制約であつて、憲法21条に違反するものでないことは、当裁判所昭和52年(オ)第927号同58年6月22日大法廷判決(民集37巻5号793頁)の趣旨に徴して明らかである。

(参考2) 昭和女子大事件判決(抄)(最高裁判昭和49年7月19日)  
大学は、国立であることと私立であることを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であり、法律に格別の規定がない場合でも、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによつて在学する学生を規律する包括的権能を有するものと解すべきである。特に私立学校においては、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針とによつて社会的存在意義が認められ、学生もそのような伝統ないし校風と教育方針のもとで教育を受けることを希望して当該大学に入学するものと考えられるのであるから、右の伝統ないし校風と教育方針等において具体化し、これを実践することがい当然認められるべきであり、学生としてままた、当該大学において教育を受けるかぎり、かかる規律に服することを義務づけられるものといわなければならない。もとより、学校当局の有する右の包括的権能は無制限なものではありえず、在学関係設定の目的と関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものであるが、具体的に学生のいかなる行動についていかなる程度、方法の規制を加えることが適切であるとすれば、それが教育上の措置に關するものであるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、各学校の伝統ないし校風や教育方針によつてもおのおの異なることを認めざるをえないのである。これを学生の政治的活動に關していえば、大学の学生は、その年令等からみて、一個の社会人として行動しうる面を有する者であり、政治的活動の自由はこのような社会人としての学生に對しても重要視されるべき法益であることは、いうまでもない。しかし、他方、学生の政治的活動を学の内外を問わず全く自由に放任するときは、あるいは学生が学業を疎かにし、あるいは学内における教育及び研究の環境を乱し、本人及び他の学生に対する教育目的の達成や研究の遂行をそこなう等大学の設置目的の実現を妨げるおそれがあるから、大学当局がこれらの政治的活動に對してなんらかの規制を加えること自体は十分にその合理性を首肯しうるところであるとともに、私立大学のなかでも、学生の勉学専念を特に重視しうるところでは比較的保守的な校風を有する大学がその教育方針に照らし学生の政治的活動はできるだけ制限するものが教育上適當であるとの見地から、学内及び学外における学生の

政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととして、これをもつて直ちに社会通念上学生の自由に対する不合理な制限であるということとはできない。

そこで、この見地から被告人大学の前記生活要録の規定をみるに、原審の確定するよう、同大学が学生の思想の穩健中正を標榜する保守的傾向の私立学校であることを勘案すれば、右要録の規定は、政治的目的をもつ署名運動に学生が参加し又は政治的活動を目的とする学外の団体に学生が加入するのを放任しておくことは教育上好ましくなく、同大学の教育方針に基づき、このような学生の行動について届出制あるいは許可制をとることによつてこれを規制しようとする趣旨を含むものと解されるのであつて、かかる規制自体を不合理なものと断定することができないことは、上記説示のとおりである。

(生徒に対する懲戒については)

生徒の懲戒については、当該懲戒が学校の教育目的の達成の観点から「必要かつ合理的な範囲」のものである必要があります。裁判例には、生徒の懲戒に当たると、懲戒に値するかどうか、いずれの懲戒処分を選ぶべきかを決するには、行為の軽重のほか本人の性格、平素の行状等諸般の要素を考慮する必要がありますが、これらの判断は学校の合理的裁量に任せざるを得なければ適切な結果を期し難いとしたものや、「政治活動」を理由に欠席した生徒を、学校が正当な理由のない欠席として懲戒処分することは政治的活動の自由を侵害することにはならない」としたものがあつて、

なお、学校としては、あらかじめ、生徒の懲戒の基準について生徒や保護者に周知を図り、家庭等の理解と協力を得られるよう努めることが重要である。また、校長及び教員は、実際に懲戒を行うに当たっては、懲戒の手續等について定めた学校管理規則や校則等の要件を踏まえ、適正な手續を経るようには、ことにも留意が必要である。

(参考1) 教授会流会学生放學処分事件判決(最高裁判昭和29年7月30日)

学長が学生の行為をとりえ懲戒処分を發動するに當り、右の行為が懲戒に値するものであるかどうか、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶべきかを決するについては、当該行為の輕重のほか、本人の性格および平素の行状、右行為の他の学生に与える影響、懲戒処分の本人および他の学生におよぼす訓戒的効果等の諸般の要素をしんじやくする必要がある。これらの点の判断は、学内の事情に通じようし直接教育の衝に當るものの裁量に任すのでなければ、到底適切な結果を期待することはできない。それ故、学生の行為に對し、懲戒処分を發動するかどうか、懲戒

処分のうちいずれの処分を選ぶかを決定することは、この点の判断が社会観念上著しく妥当を欠くものと認められる場合を除き、原則として、懲戒権者としての学長の裁量に任されているものと解するのが相当である。

(参考2) 三里塚闘争参加生徒停学退学処分事件判決(仙台高裁昭和54年5月29日)

懲戒処分のうち退学処分は、生徒の身分を剥奪する重大な措置であるから、退学処分の選択は当該生徒に改善の見込がなく、これを学外に排除することが教育上止むを得ないと認められる限りなすべきものであり、学校教育法第111条の規定をうけた同施行規則第13条第3項が特に退学処分について処分事由を列挙しているのは右の趣旨を明らかにしたものと解せられる。そこで学校長は退学処分を行うにあたっては、その要件の認定につき他の処分と比較して特に慎重な配慮が要請されるのであるが、学校長が具体的事案について当該生徒に改善を期待できず、これを学外に排除するのにも教育上止むを得ないものと判断し退学処分を選択した場合には、右学校長の判断は社会通念上合理性を認めることができないうようなものでない限り、右処分は学校長の裁量権の範囲内でなされたものとしてその効力を是認すべきものである。

(参考3) 三里塚闘争参加生徒停学退学処分事件判決(最高裁昭和58年4月21日)

原審の確定した事実によれば、右第一次処分は、上告人が、成田新国際空港の建設に反対しいわゆる三里塚闘争に参加する等のため、昭和46年8月30日から9月21日までの間に10日の無断欠席をしたことが、D高等学校処罰内規4項にいう正当な理由のない欠席にあたることとしてされたものであるというのであるところ、高等学校の生徒については、学校当局において授業への出席を要求し、これに従わないで正当な理由がなく授業を欠席した場合には、これに対しその規律権に基づき処分を行うことができるものというべきであり、また、生徒が政治的活動を行うために無断で授業を欠席することが正当な理由のあるものとはとうていいうことができないから、これと同趣旨の見解に立つて第一次処分の違法性はないとした原審の判断は相当というべきであり、原判決に所論の違法はない。所論は、また、(中略)右第一次処分は、上告人の正当な理由のない無断欠席を理由としてされたものであつて、政治的活動をしたこと自体を理由とするものではなく、また、前記のように生徒が授業に出席することを要求されている以上、その反面として、授業を欠席して右授業時間に他の行動をする自由を拘束されることとなるのは当然であつて、そのためにその限度で政治的活動をすることができなくなつても、これをもつて政治的活動の自由に対する侵害ということができないうこと

は明らかであるから、右違憲の主張は、その前提を欠くといふべきである。

Q4. 生徒から、「デモ」参加の打合せのために放課後、休日に空き教室を使用したい旨申入れがあった場合、使用を許可することは適切でしょうか。

A. 「デモ」参加の打合せは、通常は、政治的活動等に該当すると考えられます。このため、放課後、休日の空き教室の使用を許可するか検討するに当たっては、学校施設の目的外使用として適切かを、学校管理規則等に沿って御判断いただくこととなります。

その際は、通知にあるとおり、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、御判断いただくことが必要です。例えば、暴力行為を伴う活動を行っている団体に所属する者が参加するとの情報や寄せられるなど、学校施設の物的管理の上での支障を来すおそれが高い場合や安全が確保できない場合などは、不許可とすることが考えられます。

Q5. 「選挙運動、政治的活動、投票運動は構内では禁止する」と学校が校則等で定め生徒を指導することはできませんか。

A. Q1のとおり、学校教育法は、設置者管理主義をとっており、学校の設置者は、学校の物的管理(校舎をはじめとした施設の管理を含む。)や運営管理(児童生徒の管理を含む。)などに必要な行為をなし得るものと解されます。

このことや、学校の状況等を踏まえ、学校教育の目的の達成の観点から「構内では禁止する」と校則等で定め、生徒を指導することは不当なものではないと考えられます。



**学校の構外における生徒の政治的活動**

Q 6. 学校の構外で行われる生徒の政治的活動等について制限又は禁止することが必要とされる「違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合」とは、どのような場合が想定されますか。

A. 例えば、以下のような場合が想定されます。

【違法なものと認められる場合】

- ◆ 選挙運動に18歳に満たない者を動員した場合
- ◆ 必要な許可（地権者・市区町村、都道府県公安委員会等）を受けずに集会やデモを実施する場合
- ◆ インターネット上（SNSを含む。）で対立候補やその支持政党等を誹謗中傷する場合

【暴力的なものとして認められる場合】

※ 政治的活動等自体は違法ではないが、その中で暴力的な活動が行われることを想定

- ◆ 行進中に人に向かって投石を行うことや警備に当たる警察官の公務を妨害する行為等が行われるようなデモに参加する場合
- ◆ 人の生命、身体、財産、名誉、名譽、自由に対する害悪の告知を行うような集会に参加する場合

【違法又は暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合】

- ◆ 社会通念上、活動が「違法なもの」「暴力的なもの」になるおそれが高いものを想定  
 ※ 違法な無許可デモを繰り返しており、今後も同様の活動を続けることを公言している団体の主催するデモに参加する場合

Q 7. 放課後、休日等に学校の構外で行われる生徒の政治的活動等について、適切な指導を行うことが求められる「生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、又は他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合」とは、どのような場合が想定されますか。

A. 例えば、以下のような場合が想定されます。

【生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合】

- ◆ 授業を欠席して、自身が支持する政治団体の主催する集会に参加する場合
- ◆ 政治的活動等に没頭して夜遅くまで頻繁に電話やメールをすることが続き、結果として、家庭での学習を怠り学業に影響が出たり、昼夜逆転の生活により授業への集中力を失ったりしている場合

【他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合】

- ◆ 特定の政策を支持する集会への参加を要請するため、自宅にいる他の生徒に対して夜遅くまで頻繁にメールや電話をし、当該生徒の認識や社会通念を踏まえれば、当該生徒の学業や生活に悪影響が出ていると判断される場合
- ◆ 特定の政策に賛成する先輩が、部活動での人間関係を利用して後輩に集会への参加を強要する場合

【生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障がある場合】

- ◆ 特定の政策に賛成するグループと反対するグループとがある中で、学校内に対立が持ち込まれた結果、日常の生徒会運営や学級運営に支障が生じる場合

Q 8. SNS等による生徒のコミュニケーションや学校外の生徒の活動について、学校はどこまで実態把握を求められますか。

A. お尋ねについては、学校の状況に応じて区々（まちまち）であり、一概に申し上げることは困難ですが、一般論としては、例えば、校外の交友関係等により、学校の教育活動に支障を生じている又は生じる可能性がある場合には、教育上の観点から必要な指導が行えるよう、具体的な事実の把握が必要になる場合があると考えられます。

Q 9. 放課後、休日等に学校の構外で行われる政治的活動等について、届出制とすることはできますか。

A. 放課後、休日等に学校の構外で行われる、高等学校等の生徒による政治的活動等は、家庭の理解の下、当該生徒が判断し行うものですが、このような活動も、高等学校の教育目的の達成等の観点から必要かつ

合理的な範囲内で制約を受けると解されます。

したがって、高校生の政治的活動等に係る指導の在り方については、このような観点からの必要かつ合理的な範囲内の制約となるよう、各学校等において適切に判断することが必要であり、例えば、届出をした者の個人的な政治的信条の是非を問うようなものにならないようにすることなどの適切な配慮が必要になります。

(参考1) 馳文部科学大臣閣議後記者会見録(平成28年1月4日)  
記者) 先ほどの18歳の選挙権の主権者の関係なのですけれども、18歳の政治活動について、デモあるいは集会への参加について、幾つかの教育委員会では、届出制も検討しているというようなことが弊紙の取材なんかでも分かっているのですけれども、有識者からは主体的活動を萎縮するのではないかと、あるいは憲法の思想信条の自由にも抵触するのでないかというような指摘もございませうけれども、この辺について大臣の所感をお聞かせください。  
大臣) 国公立問わず、これは基本的には、各都道府県の教育委員会、また学校法人等、あるいは国立大学法人が所管しておりますので、管に任せたいと思います。

所感、違う意味での所感という意味で言えば、そこまで何か縛る必要があるのかなという一面と、もう一面は、やはりエスカレートしないように、行動を把握しておくということとは、そういう判断もあるのかなと思えますが、まさしく学校自体が、常に警察であったり、司法関係者であったり、医療機関であったり、福祉機関であったり、外部の機関と連携を常々持つておく必要があると思えますし、その集会に参加とかデモに参加することを報告をさせて、更に何か活動を萎縮させるようなことのないように配慮してほしいと思います。

(参考2) 衆議院議員初鹿明博君提出高校生政治活動を届出制にすることに関する質問に対する答弁書(平成28年1月19日閣議決定)  
一から三までについて  
高等学校等の生徒の政治活動に係る具体的な指導の在り方等については、御指摘の憲法の規定も踏まえ、各教育委員会等において適切に判断すべきものと考える。

<衆議院議員初鹿明博君提出高校生政治活動を届出制にすることに関する質問主意書(平成28年1月14日提出質問第10号)>

一 高校生の政治活動について、教育委員会が学校への届出制を導入することは憲法第十九条が保障する思想良心の自由を侵害すると考えますが政府の見解を伺います。

二 同じく、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由を保障

した憲法第二十一条の規定に反すると考えますが政府の見解を伺います。

三 いずれにしても、各自治体の教育委員会は、高校生の政治活動への参加が萎縮してしまいうような条例や規則を作るべきではないと考えますが、政府の見解を伺います。

### Q10. 放課後、休日等に生徒が校門を出たところで政治的活動等を行うことについて、どのように考えればよいですか。

A. 校門を出たところは学校の構外に当たります。したがって、通知の第3の3に従い、違法なものや暴力的なもの、それらになるおそれが高いもの(Q6の例を参照)はやめるよう指導すべきです。

違法又は暴力的なものに当たらない場合には、当該活動が学校の構内での活動に近い性質を有することに鑑み、他の生徒の日常の学習活動等への支障や、他の学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、注意して対応することが必要です。

## インターネットを利用した生徒の政治的活動

Q 1 1. インターネットを利用した選挙運動は、どのような場合に公職選挙法違反となりますか。

A. 選挙運動期間内において、満 18 歳以上の者であれば、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ラインなどのウェブサイトを利用する方法による選挙運動を行うことができます。

ただし、ウェブサイトを等々利用する方法による選挙運動を行う場合、電子メールアドレスやその他の人に連絡するために必要となる情報の表示が義務付けられているほか、電子メールを利用する選挙運動は候補者や政党等のみに限られており、また、候補者や政党等から来た選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することも禁止されています。

インターネットを利用した選挙運動に関する規制については、高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」の参考編に収録している「投票と選挙運動等についての Q & A」の Q 1 5（9 7 ～ 9 8 ページ）においても解説しておりますので、併せて御参照ください。

Q 1 2. 公職選挙法上、SNS を利用した選挙運動（リツイート、シェア等）は可だが、電子メールを利用した選挙運動は不可であることについて、どのように説明すればよいですか。

A. 選挙運動用電子メールの送信については、以下のような理由により、候補者・政党等が行う場合以外は禁止となっています。

- ① 密室性が高く、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすいこと
  - ② 複雑な送信先規制等を課しているため、一般の有権者が処罰され、更に公民権停止になる危険性が高いこと
  - ③ 悪質な電子メール（ウイルスメール）により、有権者に過度の負担がかかるおそれがあること
- 詳しくは、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10\\_2.html#chapter2](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10_2.html#chapter2)) を御覧ください。

Q 1 3. インターネットを利用した生徒の政治的活動のうち、許される行為と許されない行為はどのようなものがありますか。

A. 例えれば以下のような例が想定されます。

### 【許される行為の例】

◆ 18 歳以上の者が、選挙運動期間中に、「〇〇さんを当選させよう！」というツイートをリツイートすること（ブログや掲示板に書き込む、ラインのグループトーク等に投稿する、フェイスブックで「いいね！」をする等も同様）

◆ 「〇〇という現状を踏まえ、×××という施策を推進すべき」といった選挙運動とならないようなツイートをすること（時期、満 18 歳以上か未満かを問わない）

### 【許されない行為の例】

◆ 選挙運動期間中に選挙運動用の電子メールを友人や家族に転送すること（満 18 歳以上か未満かを問わない）

◆ 校則で構内の使用が制限されているにもかかわらず、授業中や休み時間に構内でスマホを利用してツイッターやフェイスブック、ラインで政治的な発信を行うこと

なお、各高等学校においては、「学校における携帯電話の取扱い等について」（平成 21 年 1 月 30 日初等中等教育局長通知）等を踏まえ、構内での携帯電話等の使用が制限されているものと存じます。この通知の考え方を今回変更するものではないことに改めて留意していただきます。

**違反行為が行われていた場合について**

**Q 1 4 . 公職選挙法に違反する行為をした場合、どのような刑事罰が科されるのですか。**

A . 公職選挙法違反の罰則については、公職選挙法第 1 6 章（第 2 2 1 条～第 2 5 5 条の 4）にて、違反の内容ごとに刑事罰が規定されています。例えば、満 1 8 歳未満の者の選挙運動の禁止や教育者の地位利用の禁止に違反した場合、1 年以下の禁錮又は 3 0 万円以下の罰金が科されることとなります（公職選挙法第 2 3 9 条第 1 項）。

なお、改正法の附則において、家庭裁判所は、満 1 8 歳以上満 2 0 歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件については、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、原則として検察官への送致の決定をしなければならないこととする（すなわち刑事処分の対象とする）等の少年法の特例が定められています。

（参考 1）公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）※改正法の施行後  
第 2 3 9 条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は 3 0 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 1 2 9 条、第 1 3 7 条、第 1 3 7 条の 2 又は第 1 3 7 条の 3 の規定に違反して選挙運動をした者

第 1 3 7 条 教育者（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

第 1 3 7 条の 2 年齢満 1 8 年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満 1 8 年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用の場合は、この限りでない。

（参考 2）公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 3 号）附則

第 5 条 家庭裁判所は、当分の間、少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 2 0 条第 1 項の規定にかかわらず、年齢満 1 8 年以上満 2 0 年未満の者が犯した公職選挙法第 2 4 7 条の罪若しくは同法第 2 5 1 条の 2

第 1 項各号（漁業法及び農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。）に掲げる者と認める者であつて年齢満 1 8 年以上満 2 0 年未満のものが犯した同項に規定する罪、同法第 2 5 1 条の 3 第 1 項の組織的選挙運動管理者等と認める者であつて年齢満 1 8 年以上満 2 0 年未満のものが犯した同項に規定する罪若しくは同法第 2 5 1 条の 4 第 1 項各号に掲げる者と認める者であつて年齢満 1 8 年以上満 2 0 年未満のものが犯した同項に規定する罪又は海区漁業調整委員会の委員の選挙の当選人若しくは農業委員会の委員の当選人であつて年齢満 1 8 年未満のものが犯した漁業法第 9 4 条若しくは農業委員会等に関する法律第 1 1 条において読み替えて準用する公職選挙法第 2 5 1 条に規定する罪の事件（次項及び第 3 項において「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第 2 0 条第 1 項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第 2 項ただし書の規定を準用する。

2 (略)

3 家庭裁判所は、当分の間、年齢満 1 8 年以上満 2 0 年未満の者が犯した公職選挙法（他の法律において準用する場合を含む。）及び政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）に規定する罪の事件（第 1 項前段に規定する場合に係る連座制に係る事件を除く。）について、少年法第 2 0 条第 1 項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行われなければならない。

4 年齢満 1 8 年以上満 2 0 年未満の者であるときに犯した罪に係る公職選挙法（農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。）、漁業法及び政治資金規正法の規定の適用については、当分の間、少年法第 6 0 条の規定は、適用しない。

**Q 1 5 . 生徒が公職選挙法等に違反していると考えられる場合、学校はどのように対応すればよいか。停学や退学といった懲戒処分の対象としてもよいか。**

A . 学校教育の役割としては、まずは、生徒が公職選挙法等に違反することがないよう、高校生向け副教材を活用しつつ、公職選挙法等に関する正しい知識についての指導を行うことが重要です。

しかし、もし、生徒が公職選挙法等に違反していると考えられる事態が発生した場合には、警察等の関係機関と適切に連携することになります。基本的には、法の執行に関しては関係機関に委ねつつ、学校

としては、生徒指導上の課題として捉えた際に必要と考えられる指導を行っていくことが求められます。

また、懲戒処分の対象とすること自体は、必要かつ合理的な範囲内のものであり、可能と考えると（訓告や口頭注意等）と同じく、その場合、基準をあらわさずとも、学校管理規則や内規どおり、生徒や保護者に周知すること、学校管理規則や内規で適正な手続を定めることが必要であることに留意してください。

## その他

Q 16. 生徒の政治的活動等に対する指導等において、公立と私立で違いはありますか。それはどのような法的根拠によるものですか。

- A. 生徒の政治的活動等に対する指導等については、
- ① 学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること
  - ② 高等学校等は、学校教育法第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること
  - ③ 高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていること
- などに鑑み、指導等が行われるべきものです。以上について公立と私立で違いがあるものではなく、本通知の第3の記載は、一般的には、公立・私立とも通用するものです。
- なお、私立学校（大学）については、建学の精神に基づく独自の伝統や校風・教育方針により社会的存在意義が認められることや、学生もそのような伝統等の下で教育を受けることを希望着して入学すると考えられること等を根拠に、このような伝統や校風を学則等において具体化し、これを実践することが認められるべきであり、当該学校（大学）で教育を受ける者はその規律に服することとなります。政治的活動の規制を適法とした裁判例があるところ（昭和女子大事件最高裁判決）。

（参考）昭和女子大事件判決（抄）（最高裁昭和49年7月19日）

大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする公的な施設であり、法律に格別の規定がない場合でも、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによつて在学する学生を規律する包括的権能を有するものと解すべきである。特に私立学校においては、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針とによつて社会的存在意義が認められ、学生もそのような伝統ないし校風と教育方針の下で教育を受けることを希望着して当該大学に入学するものと考えられるのであるから、右の伝統ないし校風と教育方針を学則等において具体化し、これを実践することが当然認められるべきであり、学生としてもまた、当該大学において教育を受けるかぎり、かかる規律に服することを義務づけられるものといわなければならない。

**Q 1 7 . 通知上、住民投票における投票運動と憲法改正国民投票運動の扱いが異なる理由を教えてください。**

A . 地方自治法等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票における投票運動については、公職選挙法に基づき選挙運動に準じた規制があります。このため、生徒が地方自治法等の法律に基づき投票運動を行う場合において特に気をつけるべき事項などについて周知する必要があることから、選挙運動に準じ指導等を行うことが適切と整理しています。

他方、国民投票運動については、公職選挙法とは別途、日本国憲法の改正手続に関する法律において、投票の公正さを確保するための必要最小限な規制のみ定められているものであることから、政治的活動に準じ指導等を行うことが適切と整理しています。

(参考) 現行法における、地方自治法等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票

○ 地方自治法（議会の解散、議員及び首長の解職についての直接請求）第 5 条 政令で特別の定めをすものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第 7 6 条第 3 項の規定による解散の投票並びに第 8 0 条第 3 項及び第 8 1 条第 2 項の規定による解職の投票にこれを準用する。

○ 地方自治法（一の普通地方公共団体のみに適用される特別法についての住民投票）

第 2 6 2 条 政令で特別の定めをすものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第 3 項の規定による投票にこれを準用する。

○ 地方自治法（広域連合の議会又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職についての直接請求）

第 2 9 1 条の 6 第 7 項 政令で特別の定めをすものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第 1 項において準用する第 7 6 条第 3 項の規定による解散の投票並びに第 8 0 条第 3 項及び第 8 1 条第 2 項の規定による解職の投票について準用する。

○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律（関係市町村の廃止及び特別区の設置に係る住民投票）

第 7 条（略）

6 政令で特別の定めをすものを除くほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項の

規定による投票について準用する。

○ 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法に基づく、合併協議会の設置に係る住民投票）※ 2 0 2 0 年までの時限立法

第 4 条（略）

3 2 政令で特別の定めをすものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、前条第十四項又はこの条第 2 1 項の規定による投票について準用する。

**Q 1 8 . 投票日当日に学校行事がある場合等に、投票を理由とした公欠を認めることは考えられますか。**

A . 学校行事等により、生徒が投票日当日に投票することが困難な場合は考えられますが、期日前投票、不在者投票といった制度を活用することで、期間内に投票することが適切であり、公欠を認めることは基本的に考えられません。

なお、一般的には、参議院議員通常選挙や地方選挙については、任期満了に伴い実施されるものであるため、投票日の時期を一定程度予想することができそうです。よって、学校行事の日程の設定に当たって留意することともに、選挙の日程が確定した際に柔軟な対応を可能とする準備日の設定等を検討しておくことも有用と考えられます。

**Q 1 9 . 選挙期間中に海外に留学している生徒への対応についてどのように考えればよいでしょうか。**

A . 選挙期間中に海外に留学している生徒については、当該生徒が選挙権を有する場合、国内での投票とは異なり、生徒自ら又は生徒の家族が、住んでいる地域を管轄する在外公館（大使館又は領事館）に対して在外選挙人名簿の登録申請をすする必要があります。登録申請に当たっては、留学する際に市役所、町村役場へ転出届を出しておく必要があります。在外選挙人名簿に登録され、在外投票をすることができるとなれば、在外選挙人名簿に登録され、在外投票をすることができるとなります。詳細は各市区町村の選挙管理委員会に確認の上、助言することが望ましいと考えられます。また、選挙に関する情報収集の方法について助言する等、生徒の状況に応じて対応することが望ましいと考えられます。

**Q 20. 公立と私立の教員の政治的行為に関する法的制限の違いについて、具体的に教えてください。**

A. 学校及び学校の教員にかかわる政治的活動の禁止等については、次の表のとおりです。

関係法令	禁止又は制限される行為	公立学校	国・私立学校
①教育基本法 第14条第2項	特定の政党を支持し又は反対するための政治教育その他の政治的活動の禁止	○	○
②教育公務員特例法 第18条	国家公務員の例による政治的行為の制限（人事院規則に定める政治的行為の制限）	○	×
③公職選挙法 第137条	教育者の地位を利用した選挙運動の禁止	○	○
④公職選挙法 第136条の2	公務員の地位を利用した選挙運動の禁止	○	×
⑤義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法 第3条	職員団体等の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員が児童生徒に對し、特定の政党等を支持又は反対させる教育を行うことを教唆又はせしめんとすることを禁止	○	○

① 教育基本法第14条第2項により、法律に定める学校（学校教育法に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園）は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育（党派的政治教育）と、政治的意義を有する目的をもって、政治に對する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為を行うこと（政治的活動）をしてはならないとされており、これらは国公立の別を問わず禁止されています。

この禁止行為の例としては、学校教育において、政党の政策や主張に言及する際、一つの政党についてのみ教える場合や、ある政党の政策を支持しないし反対するよう教育を行うことなどがあげられます。

② 教育公務員特例法第18条により、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、地方公務員法の規定によらず、国家公務員法第102条及びこれに基づく人事院規則14-7（政治的行為）によることとされています。

この禁止行為の例としては、職員室において特定政党の機関誌を配布することや、特定の候補者のポスターやビラ等を回覧、掲示又は配布することなどがあげられます。

なお、この制限は公立学校の教育公務員に適用されるものであり、国・私立学校の教員には適用されません。しかしながら、国・私立学校の教員が上記のような行為を行った場合は、その態様によっては、①教育基本法第14条第2項の政治的活動の禁止に該当する可能性があることと留意する必要があります。

③ 公職選挙法第137条により、教育者（学校教育法に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員）は、学校の児童、生徒及び学生に對する教育上の地位を利用して選挙運動（特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為）をすることができず、この禁止行為の別を問わず禁止されています。

この禁止行為の例としては、教員がPTA等の会合の席上で特定の候補者へ投票するよう依頼することや、特定の候補者に投票するよう児童生徒を通じてその保護者に依頼することなどがあげられます。

④ 公職選挙法第136条の2により、公務員は、その地位を利用して、選挙運動をすることができないとされています。

この禁止行為の例としては、公務員の内部関係において、職務上の指揮命令権等に基づく影響力を利用して、公務員が部下又は職務上の関係のある公務員に對し、選挙に際して投票を勧誘することなどがあげられます。

なお、この制限は公務員に適用されるものであり、国・私立学校の教員には適用されません。

⑤ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第3条により、何人も、職員団体等の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校（国公立の別を問わない）に勤務する教育職員に對し、これらの者が、児童生徒に對して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆又はせしめんとするはならないとされています。

これらの政治的行為の制限については、「教職員の選挙運動の禁止等について」（平成27年2月27日付け各道府県・指定都市教育委員会教育長あて文部科学事務次官通知）において例示しており、その内容を文部科学省のホームページにも掲載していますので、そちらも御参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1356104.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1356104.htm)





28文科生第266号  
平成28年6月20日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
小学校高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
各国立私立短期大学学長  
各国立私立高等専門学校学長



文部科学事務次官  
土屋 定之

(印影印刷)

「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ  
の策定について（通知）

文部科学省では、「公職選挙法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、選挙権を有する年齢が引き下げられることに対応するため、省内に「主権者教育の推進に関する検討チーム」（主査：義家弘介文部科学副大臣）を設置し、子供たちや、学生等の国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自らが課題を多角的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力や、根拠を持って自分の考えを主張し説得する力など、主権者として求められる資質・能力を育むために必要な取組の検討を進め、このたび、本検討チームの最終まとめを策定いたしました。

最終まとめにおいては、主権者教育実施状況調査の実施をはじめとする本検討チームの中間まとめ公表（本年3月31日）後の取組や、主権者教育を推進するための今後の取組の方向性をまとめております。

貴職におかれましては、この最終まとめの内容について十分了知の上、文部科学省が行う推進方策を活用するなど、首長、教育委員会、選挙管理委員会などの様々な部局と地域の関係団体等との連携によって、それぞれの地域の状況に応じた主権者教育に関する取組が実施されるよう御協力をお願いいたします。

す。  
また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各都道府県知事及び小学校又は高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、管下の学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

なお、最終まとめについては、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

【参考】文部科学省ホームページ  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1369165.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1369165.htm)  
(ホーム>政策・審議会>政策一覧>教育>青少年の健全育成>主権者教育の推進)

【本件担当】  
文部科学省生涯学習政策局青少年教育課企画係  
電話（代表）：03-5253-4111（内線 3488, 2647）  
（直通）：03-6734-3488

平成28年6月13日

## 「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ ～主権者として求められる力を育むために～

### 1. 「主権者教育の推進に関する検討チーム」中間まとめについて

文部科学省では、平成27年11月に義家弘介文部科学副大臣の下に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、主権者に求められる力の養成（以下「主権者教育」という。）に係る方策について検討を進め、本年3月31日に中間まとめを公表した。

本検討チームでは、主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることとした。

中間まとめでは、このような主権者教育を進めるに当たっては、子供たちの発達段階に応じ、それぞれが構成員となる社会の範囲や関わり方も変容していくことから、学校、家庭、地域が互いに連携・協働し、社会全体で多様な取組を行うこととの必要性とともに、取組を行うに当たっては、学校等のみならず、教育委員会等の地方公共団体の関係部署が、積極的な役割を果たすことを基本的な考え方とした。

また、主権者教育の推進方策として、

- ・平成27年6月19日に成立した公職選挙法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに選挙権を有することとなる生徒、学生が在籍する高等学校、大学等において、政治参加意識の促進や周知啓発がより一層充実するための取組や、子供たちの発達段階に応じた社会の範囲（家族、家の近所、小中学校の校区など）の構成員の一人として、現実にある課題や争点について自らの問題として主体的に考え、判断するといった学習活動や具体的な実践・体験活動を学校、家庭、地域など社会全体で主権者教育を推進する取組について、推進方策を示したところである。

### 2. 中間まとめ公表後の取組について

#### (1) 関係機関への周知について

全国の教育委員会や大学等に対して中間まとめの策定について通知を発出し、その内容や各学校段階や家庭・地域における取組事例の周知を行い、学校、家庭、地域それぞれにおいて、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を育むための教育や啓発活動等についての取組を促した。

また、文部科学省と総務省において、大学等や各都道府県選挙管理委員会に対し、大学等のキャンパス内における期日前投票所の設置の検討、住民票の異動、旧住所地での投票に関する周知啓発について、協力依頼を行った。

#### (2) 主権者教育実施状況調査について

文部科学省では、中間まとめを踏まえ、全ての高等学校等を対象に副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用状況の把握も含め、昨年度の卒業生における主権者教育の実施状況や、本年度の実施計画について、その状況を調査した。

その結果、昨年度の卒業生については、90%を超えるほとんどの学校において特別活動や公民科を中心に主権者教育が行われ、副教材についても積極的に活用された状況が見られた。

しかしながら、年度途中に指導計画の変更が困難であった、指導方法・内容について検討が必要であったなどの理由から、主権者教育を実施していないと答えた学校も見受けられた。

また、現在の在校生に対しても、特に3年生に対しては95%を超えるほぼ全ての学校が主権者教育に取り組み予定としており、年間2～4時間若しくはそれ以上の時間で主権者教育に取り組みこととしている学校が多く見られた。

さらには、教育委員会において学校の支援も行われ、教育委員会からの報告によれば別添のような特徴的な学校の取組も見られるところである。

### 3. 主権者教育を推進するための今後の取組の方向性について

主権者教育実施状況調査の結果を踏まえ、各種会議等において今後の計画的な実施や関係機関との更なる連携の推進について周知啓発を図るとともに、通信前課程や特別支援学校における主権者教育の具体的な指導方法や本調査において収集した各学校の優れた取組について、詳細な情報を調査研究し、その結果を公表することによって各学校の更なる充実を促す。また、次期学習指導要

領改訂について検討を行う中央教育審議会において、主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む高等学校の新科目「公共（仮称）」の検討を進める。さらに、同審議会で議論されている「深い学び」「対話的な学び」「主体的な学び」のアクティブ・ラーニングの三つの視点に立って学び全体を改善することは、先に述べた「社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を養う」という主権者教育の目的にも資するものであり、その一層の推進を図ることが期待される。

加えて、主権者教育は、主権者として求められる能力を育むだけでなく、地域への愛着や誇りを持ち、ふるさとに根付く子供たちを育てるなど、地域の振興・創生の観点からも重要である。

社会全体で主権者教育の推進を図るためには、学校だけではなく、基本的な生活習慣・生活能力を身に付け、実生活・実社会について体験的・探究的に学習できる場として、家庭や地域も主権者教育の担い手としての役割を果たす必要がある。このため、地域学校協働活動や体験活動を充実させていくとともに、特別支援学校において、スポーツ・文化・教育活動の全国的な祭典（Specialプロジェクト2020）を開催するなど、多くの地域住民の参画を促すことにより社会全体として子供たちの学びや成長を支える活動を推進する。

今後、文部科学省では、主権者教育実施状況調査の結果等も踏まえ、本検討チームの中間まとめで示した学校、家庭、地域における推進方策を着実に実行に移すとともに、主権者教育を推進していくに当たって、引き続き総務省や公益財団法人明仁選挙推進協会等と連携した取組を進めることとする。また、地方公共団体においても、総合教育会議の活用をはじめ、首長、教育委員会、選挙管理委員会などの様々な部局と公民館、自治会などの地域の関係施設や団体が連携し、主権者教育に関する多様な取組が展開できるように促していきたい。

(別添)

各都道府県における主権者教育に関する特徴ある取組例

- ・ 模擬選挙を行った上で、他の世代（お年寄り、子育て世代等）の立場にたった論議をグループでするなど多面的・多角的な考察を進める取組を行った学校。（東京都）
- ・ 各家庭で政治的教養を育むためにどのようなことができるかを考える生徒と保護者が参加した学年行事を行った学校。（山梨県）
- ・ 議会事務局と連携し、府議会議員（正副議長、広報委員会委員）を講師とする府議会主催の出席講座を実施し、議員による講義や高校生と議員による意見交換を行った学校。（大阪府）
- ・ 専門家の知見を生かした講義（税務署の職員に消費税や軽減税率について出席講座）を受けた後、「軽減税率の導入」についてディベートを行った学校。（埼玉県）
- ・ 大学と連携して主権者教育を実施。行政学を専攻する大学教授による講演と日本への留学生を含めたパネルディスカッションを実施。（札幌市）
- ・ 弁護士会所属の3人が市長候補となって政見演説を行う模擬選挙を実施。投票後、弁護士及び選挙管理委員会職員が講評。（千葉市）
- ・ 県外の大学生等の協力を得て、被選挙権年齢の引き下げの是非について討論型の授業を実施。（島根県）

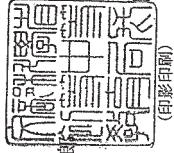


26文科初第1257号  
平成27年3月4日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学学長  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長  
小松 親次



(印影印刷)

学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）

学校における補助教材については、昭和49年9月3日文初小第404号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」等を踏まえ、適正な取扱いに努めていただいていると存じますが、最近一部の学校における適切とは言えない補助教材の使用の事例も指摘されています。

このため、その取扱いについての留意事項等を、改めて下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に對して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に對して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及びび学校法人等に對して、附属学校を置く各国立大学学長におかれては、その管下の学校に對して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 補助教材の使用について

(1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材（補助教材）で、有益適切なものは、これを使用することができること（学校教育法第34条第2項、第49条、第62条、第70条、第82条）。

なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。

(2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に  
応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用するこ  
とが重要であること。

2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

(1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特  
に以下の点に十分留意すること。

- ・ 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
- ・ その使用される学年の児童生徒の心身の発達段階に即していること。
- ・ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の  
事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特  
定の見方や考え方に偏って取扱いとならないこと。

(2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重な  
ものとならないよう留意すること。

(3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委  
員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものと  
されており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項）、この規定  
を適正に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校に  
おいて補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。

ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、  
補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではなく、教育  
委員会において関与すべきものとの判断したものについて、適切な措置をとるべきこと  
を示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制するこ  
ととならないよう、留意すること。

なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所管の  
学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適  
切な措置をとること。

本件担当：

文部科学省初等中等教育局

教育課程課企画調査係

TEL：03-5253-4111

(内線：2565)

FAX：03-6734-3734

## 5 指導上の政治的中立の確保等に関する関係法規

学校は、教育基本法第 14 条第 2 項に基づき、政治的中立性を確保することが求められています。また、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するために公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

### (1) 教育基本法等関連部分抜粋

#### ア 学校における政治的中立性の確保

##### ○教育基本法

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

#### イ 教育公務員の政治的行為の制限

##### ○教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）

(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限)

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

##### ○国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）

(政治的行為の制限)

第一百零二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

#### ウ 特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止

##### ○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法

(特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止)

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもって、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

## (2) 公職選挙法関連部分抜粋

### ア 教育者の地位利用の選挙運動の禁止

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は，学校の児童，生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

### イ 公務員の地位利用による選挙運動の禁止

(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)

第百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は，その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

二 (略)

2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し，支持し，若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され，若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は，同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

一 その地位を利用して，公職の候補者の推薦に関与し，若しくは関与することを援助し，又は他人をしてこれらの行為をさせること。

二 その地位を利用して，投票の周旋勧誘，演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し，その企画の実施について指示し，若しくは指導し，又は他人をしてこれらの行為をさせること。

三 その地位を利用して，第百九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し，その結成の準備に関与し，同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し，若しくはこれらの行為を援助し，又は他人をしてこれらの行為をさせること。

四 その地位を利用して，新聞その他の刊行物を発行し，文書図画を掲示し，若しくは頒布し，若しくはこれらの行為を援助し，又は他人をしてこれらの行為をさせること。

五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し，支持し，若しくはこれに反対することを申しで，又は約束した者に対し，その代償として，その職務の執行に当たり，当該申しで，又は約束した者に係る利益を供与し，又は供与することを約束すること。

### ウ 職権濫用による選挙の自由妨害罪

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第二百二十六条 選挙に関し，国若しくは地方公共団体の公務員，行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員，中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員，参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員，選挙管理委員会の委員若

しくは職員，投票管理者，開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に迫随し，その居宅若しくは選挙事務所に入り等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは，四年以下の禁錮に処する。

- 2 国若しくは地方公共団体の公務員，行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員，中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員，参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員，選挙管理委員会の委員若しくは職員，投票管理者，開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し，その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称，参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）の表示を求めたときは，六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

## 参考・引用文献一覧

- 私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために  
(平成 27 年 9 月 総務省 文部科学省)
- 私たちが拓く日本の未来 【活用のための指導資料】 有権者として求められる力を身に付けるために  
(平成 27 年 9 月 総務省 文部科学省)
- 平成 28 年版 子供・若者白書  
(平成 28 年 5 月 内閣府)
- 平成 28 年度 広島県教育資料  
(平成 28 年 広島県教育委員会)
- 広島版「学びの変革」アクション・プラン  
(平成 26 年 12 月 広島県教育委員会)
- 逐条解説 公職選挙法 (上)  
(平成 21 年 ぎょうせい)
- 選挙出前講座テキスト (高等学校編)「to the NEXT Generation! 主権者として期待されるみなさんへ」  
(平成 29 年 3 月 広島県明るい選挙推進協議会 広島県選挙管理委員会)

高等学校等における「政治的教養の教育」の手引  
～有権者として求められる力を育むために～

---

発行日 平成 30 年 6 月  
発行 広島県教育委員会  
協力 広島県選挙管理委員会